

# 1. 令和5年第3回郡上市議会定例会議事日程（第4日）

令和5年6月20日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

## 2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	本 田 教 治	2番	長 岡 文 男
3番	田 代 まさよ	4番	田 中 義 久
5番	蓑 島 もとみ	6番	三 島 一 貴
7番	森 藤 文 男	8番	原 喜与美
9番	野 田 勝 彦	10番	山 川 直 保
11番	田 中 やすひさ	12番	森 喜 人
13番	田 代 はつ江	14番	兼 山 悌 孝
15番	尾 村 忠 雄	16番	渡 辺 友 三
17番	清 水 敏 夫	18番	美谷添 生

## 4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

## 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	青 木 修
教 育 長	熊 田 一 泰	市長公室長	河 合 保 隆
総 務 部 長	加 藤 光 俊	市長公室付部長	三 輪 幸 司
健康福祉部長	田 口 昌 彦	農林水産部長	田 代 吉 広
商工観光部長	可 児 俊 行	建 設 部 長	小酒井 章 義
環境水道部長	猪 俣 浩 巳	郡上偕楽園長	勝 水 崇 博
教 育 次 長	長 尾 実	会 計 管 理 者	中 山 洋
消 防 長	兼 山 幸 泰	郡市民病院事務局長	藤 田 重 信
国保白鳥病院事務局長	蓑 島 康 史	代表監査委員	大 坪 博 之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	齋藤 貴代	議会事務局 議会総務課長	松山 由佳
議会事務局 議会総務課 係	三島 栄志		

### ◎開議の宣告

○議長（田代はつ江） おはようございます。

議員各位には、出務御苦労さまです。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますのでお願いいたします。

（午前 9時30分）

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（田代はつ江） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、10番 山川直保議員、11番 田中やすひさ議員を指名いたします。

---

### ◎一般質問

○議長（田代はつ江） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いいたします。

なお、質問の順序はあらかじめ抽せんで決定しております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いいたします。また、答弁につきましては、要領よくお答えされますようお願いいたします。

---

### ◇ 渡 辺 友 三 議 員

○議長（田代はつ江） それでは、16番 渡辺友三議員の質問を許可します。

16番 渡辺友三議員。

○16番（渡辺友三） おはようございます。ただいま、議長より発言の許可を頂きましたので、ここで通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

昨年の9月議会以来のこの発言場所でございますが本当にいささか緊張いたしておりますけれども、よろしくお願いいたします。

そのとき、9月議会におきましては、海洋汚染の原因となるプラスチックごみの不適切な放置の解消ということで質問させていただきまして、プラスチックごみゼロに向けての取組をとということで質問させていただきました。

その後、令和4年12月23日には郡上市プラスチックごみゼロ宣言を日置市長からなされまして、今後においてはプラスチックごみゼロの取組を進めていくということでございました。

そんな中で、今日はこのプラスチックごみの話は別といたしまして、そのときにいろいろと御答弁の中でも、そうしたごみ放置をできないような環境をつくり上げていくというような環境水道部長からの御答弁も頂いたところでございますが、適正に管理されずに放置されている不法放棄地について今日は質問をさせていただきます。

これからの季節、この暑さの解消ですとか、喉の渇き、潤いのためにペットボトルの水が多く飲まれ、その道すがら空いた空のペットボトル等が草原や空き地などの道路脇等へ捨てられているのをよく見かけるところですが、そうした適正に管理されていない雑草に覆われた所有者不明地についてであります。空き地、宅地、雑種地、また山林、田畑の所有者不明の実態について、郡上市内の、お伺いしたいと思います。

新聞によりますと、これは今年の4月2日の日曜版の新聞ですけれども、大きく取り上げられております。現在、日本国内で、現在といたしますか、2020年に全国で460万ヘクタール、と言ってもどんな規模か想像できないわけですけれども、九州全土、そして東京都全土、そして愛知県、その合計面積に相当すると。

それだけの、今、空き地がある、所有者不明の土地があるということでありまして、これが2040年には780万ヘクタール、北海道全域に匹敵する所有者不明の土地に増加すると推測されております。

そんな中で、郡上市においては、今、放置されていると思われる空き地等が、この周りを見ても分かるわけですけれども、郡上市においてそうした土地はどれくらいあるのか。歩いておりましても、以前はここに畑があったなと思われるところが、今は草がぼうぼうで放置されておる、そんな土地もございますけれども、現在、そのような土地が郡上市においてどれくらいあるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（田代はつ江） 渡辺友三議員の質問に答弁を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） お答えいたします。

所有者不明土地とは、国土交通省によりますと、不動産登記簿等を参照しても所有者が直ちに判明しない、または判明しても所有者に連絡がつかない土地とされております。

議員からも新聞報道の御紹介がございましたけれども、令和2年度の国土交通省の調査では、所有者不明土地は国土面積の約24%を占め、このうち相続登記の未了は全体の約3分の2、また住所変更登記の未了が全体の約3分の1を占めるという結果が公表されております。

御質問の郡上市の現状につきまして課税の観点から答弁をさせていただきます。

まず、市内には44万7,287筆の土地がございます。このうち税額が発生している40万493筆の土地で、納税通知書を送付しても所在不明等で返送され、調査を行っても所有者の所在が不明であ

る土地は 363 筆です。筆数では全体の 0.08%に当たり、土地の地目別内訳は山林が 159 筆、約 39 万平方メートルと最も多く、次いで、宅地 80 筆が約 2 万 3,000 平方メートル、田、畑、その他の合計で 124 筆、約 1 万 9,000 平方メートルとなっております。

なお、税額が発生しない、いわゆる免税点以下の 4 万 6,794 筆につきましては、納税通知を行わないために課税上は所有者を調べる機会はありませんので、所有者不明土地がどれだけ存在するかは把握してございませんので、御了承いただきたいと思います。

以上でございます。

(16 番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 渡辺友三議員。

○16 番（渡辺友三） 今、郡上市においても多くのこうした不明な土地が存在するということがあります。この不明な土地に関してですと隣地の地主さんがいろいろと工事等をやろうとした場合、また、道路整備等で公共事業においても境界問題等で影響が出てくる。そして、先ほどのプラスチックごみではありませんけれども、不法投棄などによりまして環境問題等を引き起こすなど、いろいろな点での弊害が出てきておるようであります。

郡上市に住みながら他市等へ居住移転された住民の方等の登記は代が変わるとなかなか所有者の確認ができない、そんなような状況もあるようでありまして、実は八幡地域の議員で市の他の地区へ出まして懇談会をやったときにその地区の住民の方から先祖伝来の家や田畑をそのままにして他へ移住される。その中で残された田畑に関しては、全部、地元の者が、地元というか、地域の住民がやっているけども、それが代が変わってくるとなかなか草刈り等の管理ができなくなる、そして、自然と移住された世代もだんだんと足が遠のいてしまうということで、今、本当に地域としては世代交代によって放棄地となる土地、今、既にそういう土地になっておるわけですが、それらについて地域の大きな困り事であるというようなお話が出ておりました。

その中で、郡上市での地域とのつながりを深くしておいて、いつまでたってもここは元は郡上の住人やったんやということが分かるように、縛りつける義務的な処置、そういうことが必要でないかと思うわけですが、その点については、今、所有者不明を確認するための取組はどのようになされているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（田代はつ江） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） 議員御指摘のとおり、所有者不明土地は、境界問題あるいは環境問題、公共事業への影響など、様々な問題を引き起こす懸念がございます。したがって、所有者不明にさせない対策が重要と認識してございます。

まず、所有者不明土地にさせない管理対策でございますが、まず市としましては、税務課におきまして、相続登記が適切になされるよう、所有者が亡くなられた場合は、相続登記をされるまでの

間、納税管理を行う相続代表者を届け出ていただいております。相続代表者の届出がない場合は、戸籍調査を行い、相続順位の高い方を指定、通知し、相続登記のお願いをしております。

また、納税通知書が宛先不明で返送された場合は、住民基本台帳ネットワークで所在の実態調査を行いまして、住基ネットで調査できない方は、他市町村へ住民票・戸籍の実態調査を行い、可能な限り、相続先や相続人の解明に努め、所在不明土地を発生させないように取り組んでおります。

さらに、今後の対策としましては、市外へ転出される方に対しては、窓口での手続の際に不動産管理の継続をしていただくこと、また相続が発生した際は、速やかに所有権の移転登記を行っていただくこと、また、住所の変更時には連絡を頂くよう記載した案内をお渡しする予定でございます。

また、国が実施する対策の例としましては、令和6年4月1日からは所有者不明土地の発生を予防するために相続登記が義務化されますし、令和8年4月までには住所等変更登記も義務化されます。

これらを受けまして、市では岐阜地方法務局八幡支局と連携しまして相続登記や住所等変更登記の必要性等を郡上ケーブルテレビの行政情報番組で周知させていただいております。また、広報紙への掲載や納税通知書、送付用封筒に相続登記の義務化の周知メッセージを記載しております。

管理不全の問題はまず登記の適正化と考えますので、引き続き、広報・啓発を行い、所有者不明土地の解消に努めてまいります。

(16 番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 渡辺友三議員。

○16番（渡辺友三） ありがとうございます。それぞれ手続等に取り組んでいただいけるようでありませぬけれども、全ての人がそれをやってくれればいいんですが、なかなかそういうわけにもいかんであろうということをおもいますが、そういう所有者不明の土地が少しでもなくなるよう、また、そういうことが拡大していかないような取組を今後とも続けていっていただきたいと、かようにお思いますので。この点につきましては18番議員がこの後やられるようですので、私はこのあたりでやめますけれども、本当に害を及ぼす放棄地について解消に向けての御努力を今後とも進めていただきたいと、かようにお思いますので、お願いいたします。

続きまして、2点目でありますけれども、コロナ対策の今後と医療体制はということで御質問をさせていただきます。

このコロナ禍の3年間におきましては、本当に、現在もですけれども、医療機関の皆さん方には大変な職務の中で御苦労さまでございました。予防ワクチンの接種から、また、発熱外来、そして、療養の入院病棟など、本当に平常時と違った医療の中での御務めということで一市民としても大変感謝しておるようなところであります。

そのおかげでようやく、現在、改善に向けているのかなとお思いますけれども、まだまだ昨今の

ニュースの中では油断できないような状況だと思っております。

そこで、感染症の第5類への引下げによる医療機関の対応についてということで、御質問をさせていただきたいと思えます。

新型コロナウイルス感染症が2類から5類へ引き下げられたことにより感染症対策などでどのような変化があったのか。また、コロナ感染症は終息したわけではなく、まだまだ市民も予防の必要性があると思えますが、市として市民への感染症予防の今後の働きかけはどのようになされていくのか、お伺いしたいと思えます。お願いいたします。

○議長（田代はつ江） 田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） それでは、お答えをさせていただきます。

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法での位置づけが5類感染症に変更されました。5月8日以降は国の方針と岐阜県が定める移行計画に基づき対応を進めています。

県が定めた移行計画のポイントとしましては、患者等への対応、医療・検査提供体制、サーベイランス、感染動向の把握、基本的な感染対策、ワクチン、特措法に基づく措置について基本的な考え方がまとめられています。

患者等への対応として、新型コロナウイルスに関する専門的な相談対応については、県が設置している総合相談窓口や保健所に設置している受診相談センターで対応しています。宿泊療養施設や県の陽性者健康フォローアップセンター、自宅療養を含めた療養者への健康観察などは終了しています。

医療・検査提供体制として郡上市内では発熱外来が17の医療機関で行われています。陽性者となった際の外来や入院の医療費については、移行前は、原則、公費負担されていましたが、移行後は、新型コロナウイルス感染症治療薬の薬剤費は公費負担となるものの、薬剤費以外は自己負担となっています。

また、予防的検査については、高齢・障がい者施設、特別支援学校の従事者に実施するなど一部は継続しておりますが、移行前に実施してきた薬局での無症状の人への無料検査については終了となっています。

サーベイランス、感染動向の把握について、県の感染者数の全数把握の情報に基づき市でも実施しておりました感染者数の発表は、移行後、県による全数把握が終了したため終了いたしました。

移行後は、行政定点医療機関からの報告に基づいた情報が週1回、県より公表されています。これは県内87の医療機関による定点観測により感染動向を把握するもので、1週間ごとの定点当たりの報告数により前の週と比較することで感染の傾向が分かる指標となっています。

最新の情報では6月5日から11日までの情報で、県全域では報告数が478、1定点当たり5.49人となっており、前の週に比べて増加しております。

また、県内 485 の協力医療機関が岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステムに登録する情報を活用して、毎日、把握している情報が県医師会ホームページで公開されています。

これには郡上市内で 10 医療機関が協力しており、協力医療機関における新型コロナウイルス感染者数を把握できる仕組みとなっており、限定された医療機関のデータとなりますが、感染動向を把握できるものとなっています。

6月13日から昨日19日までの1週間では、1医療機関当たり3.6人、感染者数累計は36人、1日当たり約5人となっている状況です。

基本的な感染対策について、マスクの着用については、既に3月13日以降、個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断が基本とされましたが、医療機関受診時などマスク着用が効果的な場面ではマスクの着用が推奨されています。小まめな手洗いや消毒、定期的な換気は引き続き推奨されています。

また、陽性者の療養期間は個人の判断に委ねられることになりましたが、発症後5日間かつ症状軽快から24時間経過するまでは外出を控えることが推奨されています。

ワクチンについては、移行後も引き続き自己負担なしで接種を行っております。これまで市では接種希望者に対して市が医療機関、日程を割り振りする方法で接種を進めてまいりましたが、5月8日以降は接種を希望される方に接種を実施する医療機関に直接予約していただく体制で接種を進めています。

重症化リスクの高い65歳以上の方や65歳未満でも基礎疾患のある方におかれましては感染が拡大する可能性も懸念されておりますので、お早めの接種を検討していただきたいと思っております。ワクチン接種証明については引き続き発行を行っております。

また、マイナンバーカードを利用して、新型コロナワクチン接種証明書アプリをダウンロードし、スマートフォンで確認できる接種証明書についても継続して利用可能となっています。

なお、特措法に基づく措置は終了し、緊急事態措置等の時短要請や外出自粛要請、イベントの開催についての制限も終了しています。

5類移行後の公立医療機関の状況についてですが、各医療機関とも外来者に対する出入口での消毒や検温については同様に移行後も実施しています。

入院時の面会対応については、医療機関により差がありますが、感染予防対策を実施した上で可能としたり、医師の許可を得た御家族など、一部に限定して可能というふうになっております。

発熱外来は、これまで同様、事前に電話連絡の上、受診いただくなど、コロナ陽性者と一般患者が交わらないように適切に対策を講じ、実施しています。

検査については医師の判断により検査内容を決めて対応しております。

コロナ病床については、市内で役割分担しながら引き続き確保に努めており、医療スタッフにつ



いても移行後もこれまでと同様に基本的な感染予防対策を実施して対応しております。

市の対応としましては、感染症法の位置づけは5類に変更されましたが、ウイルスが変異して感染力が弱くなったわけではないため、引き続き県が公表する感染者数の動向などを注視しながら感染が拡大しないよう周知・啓発に努めてまいります。市民の皆様にはワクチン接種も御検討いただくとともに必要な感染対策を続けていただきますようお願い申し上げます。

(16 番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 渡辺友三議員。

○16番（渡辺友三） ありがとうございます。

自分がお世話になった市民病院ですので、別にコロナでないですが。入院でちょっとお世話になった市民病院なんですけれども、とにかく家族といっても玄関で家族とはさようなら、入院へ行くには自分で荷物を持っていかされるという、本当に下の売店を利用するときも売店を出てきてエレベーターで待つとって、たまたまそこで外来の患者さんと出会ってちょっと立ち話をしたら、すぐ看護師さんに、ど叱られるという状況がありましたけれども、とにかくそれは院内へコロナ菌を持ち込まないという本当に病院側の必死な思いの中でそういうことをされたわけですので、決して悪意があってやられたわけではありませんけれども、本当に患者はつらい思いをしてきたなというふうに思っております。

現在、乗り越えつつある感染症の中で、そんな中で、医療スタッフといえますか、過去にも、医師また看護師さん、そして介護職員の確保というものが問題や課題になっておりましたが、現在の状況は各病院、医院ではどのようなものなのか。

加えてお聞きしたいのは、本当に夜勤の看護師さんは大変な御苦勞をなされる。平常時でもなされておると思います。

絶対、1人では動いていかんという患者が勝手にトイレ……。部屋の中でトイレに行くにもそれでも注意を払って、四六時中、監視でないですけども、本当に気を使っておっていただく。そんな勤務の中で本当に御苦勞されておるんだなということ。自分が入ってみてよくこの辺は理解できるんですが、今の夜勤勤務の看護師さんの現状はどうなのか。本当に、月に何回、夜勤の日数があるのか、その点につきましてお伺いしたいと思います。

○議長（田代はつ江） 藤田郡上市市民病院事務局長。

○郡上市市民病院事務局長（藤田重信） それでは、議員の質問に対してお答えをさせていただきますと思います。

まずは議員におかれましては入院いただきまして誠にありがとうございました。その節にはかなり看護師のほうからも厳しい発言があったかと思いますが、感染を院内に持ち込まないためということで、患者さんのことを思い、注意させていただきましたので、よろしくお伺いしたいと思います。

す。

質問の回答に入らせてもらいますが、まず医師、看護師、介護職の確保状況等についてお話しさせていただきますと思います。

まず、施設ごとで、偕楽園については、介護士 53 名、看護師 7 名の職員配置で基準はほぼ満たしております。それから、和良診療所、和良老人保健施設としましては、介護士 12 名、看護職 11 名で基準は満たしております。国保白鳥病院については、介護職 7 名、看護職 48 名でこちらも基準は満たしております。郡上市民病院につきましては、介護職 8 名、看護職 103 名、助産師 16 名でこちらも基準は満たしております。

ただし、看護師の基準は満たしているものの、入院患者さんの認知症患者、または全介助が必要な患者さんの割合が年々多くなってきておる状況でありまして看護スタッフとしては不足感を感じている部分があります。

また、産休・育休の期間が過ぎて職場復帰した看護師等におきましては、子育ての真っ最中であるということで日勤のみであったり、時短の勤務を選ぶ職員が増えておりまして夜勤を行う職員数が減少して夜勤可能職員というのが少なくなっている状況であります。

医師につきましては、施設基準上の医師の確保は全ての病院でできております。

また、看護師の就労状況、夜勤の状況についてでございます。

偕楽園のほうの夜勤体制としましては、30 名の介護職員が 4 名の体制で実施しております。月平均夜勤回数としては 4 回となっており、1 か月、最大では 5 回の夜勤をしております。

和良老人保健施設の夜勤体制としては、看護・介護各 1 名の 2 名体制で実施しており、月平均 4 回程度となっております。

国保白鳥病院の夜勤体制としては、病棟のほうは 15 名の看護師が 2 名体制で実施しており、月平均夜勤回数は 4 回となっておりますが、最大では 5.5 回という状況でございます。救急外来の看護師のほうでございますが、こちらは 11 名の看護職員が 1 名の体制で実施しております。月平均は 3 回となっており、最大時には 4 回という回数でございます。

郡上市民病院の夜勤体制としては、病棟においては 53 名の看護師と助産師が 6 名体制で実施しております。月平均夜勤回数は 4 回となっておりますが、最大で助産師は 4 回、看護師は 6 回となっており、負担を強いている看護師の中では月に 10 回を数える場合もあります。救急外来の勤務につきましては、18 名の看護師が 1 名の体制で実施しております。月平均 2 回となっております。また、救急外来の担当の看護師が夜勤の当直看護師として全体の夜勤を把握しているというのが市民病院の状態であります。

以上でございます。

(16 番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 渡辺友三議員。

○16番（渡辺友三） お聞きすると、夜勤の看護師さん、基準といたしますか、予定以上に4回のところを5回とか5.5回とか、本当に激務と言ってもいいほどの夜勤状況が続いておるようでありますけれども。

そういう看護師さんの、例えば昼間といたしますか、休みのときの看護師さん、いろんな方が見えると思うんですが、急といたしますか、短い時間だけ勤めに出るとか、同じ分かった職場ですのでいつでも対応できると思いますが、そういうことは、医療法上、無理なのか。

本当に、今日は休日やけども、今日、何も予定がないで、そんなことも無理かもしれませんが、子どもの送り迎え、幼稚園に行っている間に勤めに出るとか、そういう方法で少しでも看護部門の手助けになれるような職務というか、そういう制度づくり、そんなこともできるのかなというふうな素人考えで思うんですが、その辺については、局長、いかがでしょうか。

○議長（田代はつ江） 藤田郡上市市民病院事務局長。

○郡上市市民病院事務局長（藤田重信） 看護師の勤務状態につきましてですけれども、現在、夜勤は夕方4時半から翌朝の8時半までという勤務状況になっております。

これにつきまして、2交代でやっておりますが、今、看護師のほうで勤務の仕方について、昔のように、準夜、深夜というふうに分けて勤務できる環境が、一部の看護師、子育てをする看護師の中では、夜勤の12時まで勤務できるよと言われれば12時まで勤務していただくとかということで勤務体制の検討を今しておっていただきますので、そういったところで負担を軽減できるような勤務体制が取れないかということで考えておりますので、よろしくをお願いします。

（16番議員挙手）

○議長（田代はつ江） 渡辺友三議員。

○16番（渡辺友三） そうして、少しでも、看護師さん同士、病院の中での勤務というか、負担の軽減が図れるような、そんな体制をつくっていただければと思いますので、また今後、御検討いただきたいと。かように思います。

続きましてですが、このコロナ禍のうちはどうだったか分かりませんが、医療スタッフ確保のために、看護学生等の実習受入れ、そして、研修医の受入実績等、また、実習生に郡上の病院に勤めていただく、そんなことの実態はいかがでしょうか。お伺いしたいと思います。

○議長（田代はつ江） 藤田郡上市市民病院事務局長。

○郡上市市民病院事務局長（藤田重信） お答えをさせていただきます。

医療スタッフを確保するための看護学生等の実習生の受入れというところでございます。

郡上偕楽園のほうでは、令和4年度の実績、令和5年度も今のところゼロであります。ただし、介護福祉士等の実習希望があれば受入れをするということでございます。

和良診療所、和良老健のほうでは、研修医の受入れ、これは国保白鳥病院が受けられた研修医が1週間程度、研修に行かれることでありますし、看護学生等の希望があれば受入れをしていくという事です。

白鳥病院では、令和4年度の実績として研修医3名、医学生21名、ケアマネ1名となっております。令和5年度6月時点で研修医6名、医学生1名、看護学生1名、ケアマネ1名となっております。

郡上市民病院におきましては、令和4年度の実績として研修医23名、医学生5名、看護学生18名、薬学生2名、管理栄養士1名、令和5年度6月時点では研修医が6名、看護学生4名に研修に来ていただいております。今後、研修医が17名、看護学生が23名、薬学生が1名、研修に来られる予定となっております。

そのほか、スタッフ確保のために看護学生を対象としたマイナビ等のリクルート企業の合同説明会のほうへ出向いておりますし、そういった看護学生、またはその他の医療職種の方の確保に向けて行っておりますし、また中学生、高校生の職場体験を積極的に受け入れながら、看護師、介護士志望の子どもたちに仕事に触れてもらう機会を提供しております。

また、研修医等を受け入れるに当たっては、宿舎等の要望がありますが、そういったところにつきましても、郡上市民病院のほうとしましては、管理しておる官舎のほうで受入れをさせていただきながらそういった対応を取っております。

以上でございます。

(16 番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 渡辺友三議員。

○16番（渡辺友三） 研修医さん等を受け入れておっていただくわけですけども、今、最後にちょっとありましたけれども、自分が世話になった看護師さんも五町の官舎に住んでみえるということでありました。以前、文教民生常任委員会で市内の市民病院の医師住宅、そして、看護師住宅等も視察をさせていただき、その時点ではここを改善してとかいろいろ申し上げましたけれども、本当にその辺のところはどうなっておるのかという不安なんです。あの当時、五町の宿舎についてはカビ臭い、あんなところによろ若い娘さんを住ませるなというようなそんな状況もございました。現在、この点だけ、もう一点だけお願いしたいと思います。

○議長（田代はつ江） 藤田郡上市民病院事務局長。

○郡上市民病院事務局長（藤田重信） 看護宿舎、医師官舎についてでございます。

今現在、郡上市民病院のほうの管理しております官舎としましては、城南の医師住宅官舎が8室、小野の官舎が6室、五町の医師官舎が6室、五町の看護官舎が10室、合計30室が整備されております。

6月1日現在であります、城南の官舎については全8室、それから、小野官舎につきましては全6室、五町官舎につきましては医師住宅が5室、看護官舎が9室利用されており、五町に2室空きがある状況となっております。

また、議員が今御質問されました看護官舎がカビ臭いという状況でございますが、昨年度末に全室の壁の下地とか、それから、壁紙等の改修を行いまして、今現在はカビ臭さはない状況になっております。

また、裏山の木を伐採していただいた関係で風通しがかなり良くなっておりますので、そういったところで今後カビ等の状況を注視しながら整備を進めていきたいと考えております。

(16番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 渡辺友三議員。

○16番(渡辺友三) ありがとうございます。

若い女性の方に入居していただくには、そして、いい環境の中で勤めていただくには宿舎等も大切な条件の一つであります。以前には白鳥病院に病院管理の医師住宅、アパートをとという要望も出ておりました。そんなところも今後もよく注意を払いながら進めていけたらなということを思っております。不足する看護師、医師共々に充足するような市の姿勢を取って行っていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いを申し上げましてこれで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(田代はつ江) 以上で、渡辺友三議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩いたします。再開は10時25分を予定いたします。

(午前10時13分)

---

○議長(田代はつ江) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前10時25分)

---

◇ 田代まさよ 議員

○議長(田代はつ江) 3番 田代まさよ議員の質問を許可いたします。

3番 田代まさよ議員。

○3番(田代まさよ) おはようございます。3番、田代まさよです。議長より発言のお許しを頂きましたので、失礼いたします。

私の前の議員の質問もございましたが、今年の5月8日より、新型コロナウイルス感染症の位置づけは2類相当から5類感染症になりました。そして、マスクの着用も個人の判断とされ、有事から平時に変わりつつあります。

また、郡上のおどりも今年度より通常開催されることになりました。楽しい夏が迎えられ、すてきな笑顔が見える生活が早く戻ることを願います。しかし、一方で、コロナの感染者が増えているという傾向もあるようです。油断せず、感染対策をお願いしたいと思います。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回は、大項目で2つの質問をさせていただきます。脱炭素社会郡上についてと火災予防対策等についてです。

初めに、脱炭素社会郡上についてお尋ねいたします。

ここでは、令和5年5月に策定されました計画の中で、郡上市地球温暖化対策実行計画（区域策定編）について3つほどお尋ねいたします。

市では、脱炭素社会郡上の実現を目指すことについて令和3年第1回郡上市定例会において表明されました。

脱炭素とは、地球温暖化の原因となる代表的な温室効果ガスである二酸化炭素の排出量をゼロにしようとする取組のことです。

日本においては、2020年10月に当時の菅義偉内閣総理大臣が2050年までに温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す所信表明の演説の中で述べられました。

カーボンニュートラルとは、人間活動によって排出される二酸化炭素などの温室効果ガスを実質ゼロにすることを指します。どのようにゼロにするかという点、まず排出される二酸化炭素を極力減らす努力をします。それでも排出された分は森林管理や植林などによって二酸化炭素を吸収させることで相殺するという仕組みです。

地球温暖化対策の推進に関する法律では、都道府県及び市町村は、その区域の自然的社会条件に応じて、温室効果ガスの排出の削減等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとしてされています。このような制度も踏まえつつ、脱炭素社会に向けて2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明した地方公共団体が増えつつあります。

地球温暖化対策は、日本だけではなく世界の問題ですが、多くの自治体にカーボンニュートラルを目指していただき、地球温暖化対策を行ってもらい、気候変動や化石燃料を減らし、美しい自然を後世に残していきたいと思えます。

世界が脱炭素社会を目指している大きな理由が2つあります。

一つは、地球温暖化による気候変動です。18世紀の産業革命以来、石炭や石油などの化石燃料を大量に燃やすようになったことで人類の二酸化炭素排出量は急激に増加しました。

二酸化炭素は地表の熱が宇宙に逃げることが防げる温室効果という働きを持っています。そのため、大気中の二酸化炭素が増えることで地球温暖化が加速しているものと考えられています。地球

の温度が上昇すると、海面上昇や酸性化、洪水や干ばつなど、自然環境や異常気象など、私たちの生活にも大きな影響をもたらすと言われていました。

2つ目は、化石燃料の資源がなくなるためです。人類が経済活動に使用しているエネルギー資源は、石炭、石油のほか、天然ガス、原子力発電の燃料であるウランといったものがあります。

私たちの生活に欠かせないこれらの化石資源ですが、実は、近い将来、枯渇すると予測されています。2019年時点で、石油と天然ガスは50年、ウランは115年、石炭は132年が寿命と考えられているそうです。これらのことから、化石燃料に代わるエネルギー資源の確保が急がれています。

市においては、脱炭素社会郡上を表明され、郡上市地球温暖化対策実行計画をこの5月に策定されました。地方公共団体実行計画の概要として、地球温暖化対策計画に即して目標を設定し、その目標を達成するために実施する措置の内容を定めるとともに、温室効果ガスの排出量削減等を行うための施策に関する事項として、再生可能エネルギーの導入、省エネルギーの促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、緑化推進、廃棄物等の発生抑制等、循環型社会の形成等について定めるなどがあります。

1つ目の質問です。郡上市地球温暖化対策実行計画の目的、計画期間、また、方針をお尋ねいたします。

2つ目に、郡上市地球温暖化対策実行計画の計画目標は令和12年、2030年度に2013年度比46%削減とありますが、どのような算出方法をされたのでしょうか。また、目標を達成できる根拠はどのような観点からでしょうか。

さらに森林吸収量については、林齢が古くなればなるほど二酸化炭素の吸収量が低下することが知られています。戦後すぐの植林から相当年数が経過していることから、何年も手を加えなければ、温室効果ガスの吸収量——GHG吸収量は低下していく傾向があります。その点についてはどのように計算されたのか、お尋ねいたします。

3つ目に、郡上市地球温暖化対策実行計画を立てられたのですから、市民の方々に知っていただき、できることを行っていかなければ何なりません。市民の方々にはどのように周知をされるのでしょうか。

施策に関する事項として、「再生可能エネルギーの導入等に多岐にわたり推進されること」がありますが、何か重点的に市民の方々に行っていただきたいことはどのようなことでしょうか。担当部長にお尋ねいたします。

○議長（田代はつ江） 田代まさよ議員の質問に答弁を求めます。

猪俣環境水道部長。

○環境水道部長（猪俣浩巳） お答えをさせていただきます。

郡上市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の目的は、郡上市の自然的条件に応じた温室効果

ガスの抑制等を行うための施策を示すものであります。

計画では、産業、業務、家庭、運輸、部門横断の廃棄物と再エネ、吸収の各部門ごとに現状と課題を整理し、必要な対策に関する市の施策、市民、事業者の取組についてまとめております。

計画期間は、令和5年度から令和12年度までの8年間としており、方針としましては、本計画に基づき総合的な気候変動対策に取り組むこととし、市民、事業者、行政がそれぞれ温室効果ガスの排出削減に向けて取り組み、脱炭素社会郡上の実現を目指すこととしております。

郡上市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）での計画目標は、温室効果ガス、主に二酸化炭素の排出削減を令和12年、2030年度に基準年度である平成25年、2013年度比で46%削減することとしております。算出方法につきましては、省エネ対策による削減見込みと再エネの導入実績及び計画量から算出しております。

省エネ対策により見込まれる削減量は、郡上市におけるあらゆる分野での省エネ対策、高効率機器及び次世代自動車の導入、建築物の高断熱化、新たな働き方や暮らし等が国の想定する水準で浸透すると温室効果ガス削減量は6万8,900トンCO<sub>2</sub>と推計されます。

また、再エネの導入により見込まれる削減量は、太陽光発電、小水力発電、木質バイオマス発電などの再エネ設備の導入実績と現段階で把握している計画から将来の削減量を推計した結果、その削減量は6万3,700トンCO<sub>2</sub>となります。

目標年度である令和12年、2030年度まで特別の対策を講じなかった場合の推計値35万3,000トンCO<sub>2</sub>から、省エネと再エネの合計削減量13万2,600トン差し引いた22万400トンCO<sub>2</sub>を、基準年度の平成25年、2013年度の郡上市の温室効果ガス排出量である39万2,800トンCO<sub>2</sub>と対比した場合、44.3%の削減となります。

これは、国の地球温暖化対策計画の令和12年、2030年度の排出目標から求めた各分野の削減率を郡上市の部門別排出量に当てはめると全体では令和12年、2030年度に基準年度比44.2%となり、ほぼ同数値となることも確認しております。

この結果から、郡上市地球温暖化対策実行計画協議会において、国の想定を少し上回る省エネ・再エネ対策を導入することで郡上市の削減目標を国と同様の46%削減としたものであります。

目標達成の見込みとしましては、再エネ導入量の算定に、これまでの実績や今後の計画を踏まえて算出しており、実態に即したものとなっていること、及び、行政が率先して実行することで、市民、事業者を巻き込み、一体となって目標を達成したいと考えております。

次に森林吸収量の計算方法ですが、国が示す蓄積変化法という方法を用いております。森林簿の蓄積量を用い、1年間に増加した蓄積量と伐採量から算出するもので、郡上市の森林による二酸化炭素吸収量は26万5,505トンCO<sub>2</sub>となっております。

国や岐阜県の計画では森林による二酸化炭素吸収量も加味して目標が設定されていますが、郡上



市でもこの森林吸収量を加味すれば、2020年代半ばに排出量は吸収量を下回り、実質ゼロカーボンとなります。

しかし、今後の脱炭素社会を構築するに当たり、熱利用は化石燃料から電力へ置き換え、電力は再エネ電力へ置き換えを進める必要があることから、郡上市では森林吸収量に頼ることなく46%の削減目標を設定しております。

次の質問の市民への周知方法であります。郡上市ホームページでの掲載のほか、郡上市アプリでの広報等を行っております。本計画では、協議会での議論や委員の皆様の意見を基に話題性のある事項についてコラムとして掲載したり、市民や事業者の皆さんに日常的に取り組んでいただきたい事項を具体的に示しているほか、家庭で何をどうすれば電気代や二酸化炭素がどのくらい削減できるかの目安を掲載するなど、市民の皆様が読みやすい内容となるよう工夫を凝らしております。概要版も作成しておりますので、今後は出前講座の際などに活用し、周知に努めたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(3番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 田代まさよ議員。

○3番(田代まさよ) 御丁寧な答弁をありがとうございました。

目標が46%以上にできる、44%になるのではないかということで、本当にありがたいことだと思いますし、2050年にはゼロを目指しているということですので、このことは、行政だけではなく、市民全体、そして、事業者なども全部が一緒になって取り組むことが大切だと思いますので、より以上に周知され、目標に達成していただきますよう御尽力をお願い申し上げます。

それでは、大項目2つ目の質問です。火災予防対策等についてお尋ねいたします。

日頃より、消防署の皆様方、消防団の皆様方におかれましては、それぞれの消防業務に御尽力を頂いておりますこと、心より感謝を申し上げます。本当にありがとうございます。

さて、ここでは3つの質問をさせていただきます。

初めに、近年の市での火災状況と火災等被災者のための支援についてお尋ねいたします。

今年に入り半年ほどたちますが、いつもの年より火災が多く発生しているように感じます。火災は冬と思いがちですが、一番多く発生しているのは春ということです。5月に入っても火災予防広報が毎日のように放送されていました。

春は大陸から乾いた空気が入り、さらに気温の上昇によって湿度が低下します。その上、強い南風が吹き、空気はからからに乾燥している日が続くこともあり、火災が起きやすい状態になります。このような状況の中、市において近年の火災の状況についてお尋ねいたします。

また、私の住む中西で今年1件の火災がありました。人ごとではなく自分のこととして考えなければなりません。

しかし、中西で起きた火災は物置小屋でしたので、住む家がなくなったわけではありません。しかし、火災が起きたため、住む家が急になくなることもあります。住む家がなくなった場合や頼れる親戚や知人がみえないなどのときは市ではどのような対応をされるのか、お尋ねいたします。

○議長（田代はつ江） 兼山消防長。

○消防長（兼山幸泰） それではお答えいたします。

令和5年1月から5月までの5か月間で13件の火災が発生しています。議員御指摘のとおり、昨年1年間の火災件数が11件であったことから既に昨年を上回る件数となっております。

また、令和元年からの統計を見ますと、令和元年が17件、令和2年が15件、令和3年が9件であったことから、本年5か月の間に13件の火災が発生したペースは、ここ数年を上回る可能性があります。

また、過去10年の統計では、火災発生率の46.6%が空気が乾燥する春先、2月から5月での発生割合が多くなっている事実もあります。

次に、火災件数に占める建物火災の件数について御紹介いたします。

令和元年が17件中10件、令和2年が15件中10件、令和3年が9件中5件、令和4年が11件中5件、そして、本年5月までの13件中6件が建物火災となっており、件数に占める割合は平均55.3%となっております。

補足でございますが、統計上の建物火災と居住のない倉庫や農機具小屋、車庫などの火災も1件となりますが、議員が御心配される支援につきましては建設部長のほうから御説明を申し上げます。

いずれにしても、消防といたしましては、一層の火災予防広報活動を展開していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田代はつ江） 小酒井建設部長。

○建設部長（小酒井章義） それでは、私のほうからは、火災により住宅をなくされた方、この方等への支援につきまして御回答させていただきたいと思っております。

火災等がありまして住む家に困窮された場合には、主に福祉の担当あるいは消防署のほうから市営住宅あるいは市有住宅への入居に対する相談がございます。

このときですけど、市では住宅に困窮されている方のためには、市営あるいは市有住宅、現在、合わせまして634戸を管理しております。この住宅に入居される場合には、一定の要件があり、通常は公募を行いまして、申込みをされた場合には、その後、審査を経て入居していただくということになります。

しかし、御質問のありましたように、火災を含む災害によりまして、住む家を損失された、住宅に困窮されている場合、こういう場合には、公募の例外ということとしまして、通常の公募によら

ずに入居することができるということ、こういう取扱いの制度が郡上市の市営住宅管理条例等に規定されております。これによりまして公募によらずに入居することが可能でございます。

災害に遭われた方の住宅の確保の支援を行っておりますが、これまでの実績でございますが、平成 23 年度から令和 4 年度までの間に 7 戸の入居があり、現在もこの 7 戸中 6 戸の方が継続して市営住宅あるいは市有住宅に入居中でございます。

また、市営住宅等への入居のときには、通常は家賃や敷金が発生しますが、災害により入居されたということで、さらなる支援策としまして、被災後の生活が安定するまでの間、最長で 6 か月間でございますが、ここは家賃の減額、もしくは免除、また資金の徴収猶予の制度があり、災害によりまして入居された方全てにこの制度を適用させていただいておるということでございます。

以上のような形で、災害等に遭われました方、住宅を損失された方への住宅支援をさせていただいておるという状況でございます。

(3 番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 田代まさよ議員。

○3 番(田代まさよ) 丁寧な答弁をありがとうございました。

火災については、本当に何件か多く発生しているようですので、これは自分のこととして考えなければならぬと自分にも強く言い聞かせております。

また、住宅のほうのことなんですが、本当におうちをなくされて途方に暮れている人はどうなってしまうのかということを思いますと、市でいろんな対応をしてくださるということで本当にありがたいことだと思っておりますので、またずっとお願いしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

それでは、2 つ目に、住宅用火災警報器と火災予防の取組についてお尋ねいたします。

平成 16 年 6 月に消防法が変わり、一般の住宅にも火災警報器が必要となりました。住宅用火災警報器は、2006 年、平成 18 年 6 月 1 日から新築住宅に設置義務となり、2011 年、平成 23 年 5 月 31 日までに全ての既存住宅にも設置義務となりました。郡上市でも自治会ごとに購入の促進をされ、多くの方の購入があったと思っております。

住宅用火災警報器は、火災により発生する煙や熱をいち早く感知して、警報音や音声を発し、火災の発生を知らせるものです。住宅用火災警報器を設置すると少しでも早く火災に気づくことで初期消火や安全な避難が可能になります。

消防庁において、平成 29 年から令和元年度まで 3 年間における失火を原因とした住宅火災における被害状況を分析したところ、住宅用火災警報器が設置されている場合は、設置されていない場合に比べ、死者数と損傷床面積は半減、損害額は約 4 割減となっていると報告されました。住宅用火災警報器を設置することで火災発生時の死亡リスクや損失の拡大リスクが大幅に減少されています。

このように、死者数や焼損床面積が半減されたり、損害額が4割減になることが報告されていることや、高齢者の方、独り暮らしの方が就寝中に火災に遭遇し、気づかずに逃げ遅れることが原因で犠牲になることも防ぐということができると考えます。郡上市においても全ての住宅に取り付けていただきたいと考えます。

郡上市の令和4年の住宅火災警報器の設置率は80.8%とあり、条例設置率は56.7%となっています。設置率と条例設置率の違いを説明していただきまして住宅用火災警報器の設置をどのように進めているのかをお尋ねいたします。

また、住宅用火災警報器は昨今の物価高のことを考えますとなかなか購入しかねます。高齢者、障がい者等の世帯、低所得者世帯への助成や支援は検討していただけないでしょうか。大切な命を守るために多くの世帯に住宅用火災警報器を設置していきたいと考えます。

そして、住宅用火災警報器の設置をされてから10年以上がたっています。住宅用火災警報器は電池等で作動しています。電池が切れていたり、故障しては何もなりません。電池の交換などが必要となってきます。高齢者、障がい者などの世帯や市民の方々に電池の交換などはどのように周知され、行ってみえるのか、お尋ねいたします。

○議長（田代はつ江） 兼山消防長。

○消防長（兼山幸泰） 住宅用火災警報器設置調査の設置率と条例適合率の違いについて御説明いたします。

住宅用火災警報器は平成23年6月から、郡上市火災予防条例で全ての住宅への設置が義務化されております。住宅用火災警報器の条例適合率とは、条例で義務付けられている全ての寝室と寝室が2階以上の階にある場合は階段に設置されている住宅の割合でございます。設置率は寝室か階段に1個以上設置されている住宅の割合です。

火災予防条例で設置しなければならない場所とその理由につきましては、住宅用火災警報器は就寝中などで火災に気づくのが遅れて逃げ遅れることを防ぐためのものであり、就寝時間帯が昼間に比べて人命の危険性が高いため必要最小限で効果の高いと考えられる場所として寝室への設置が必要です。また、階段は火災による煙の集まりやすい場所で、2階に寝室がある場合には、ほとんどの場合、唯一の避難経路となるからでございます。

住宅用火災警報器の奏功事例につきましては、郡上市内で住宅用火災警報器の警報音に気づいた家族が火災にいち早く気づき、ほかの家族へ火災を知らせて避難できた事例やこたつ布団に電気ストーブが接触して出火し、住宅用火災警報器が作動して早期に火災に気づけた事例など、毎年、奏功事例がございます。

住宅用火災警報器は火災の被害軽減に効果的な機器ですので、必要な部分への設置と維持管理が大変重要となります。高齢者や障がい者世帯への支援につきましては、住宅用火災警報器は、天井

などの高所に設けなければなりません。高齢者や障がい者などの世帯は、設置や点検、取替えが難しいことも想定されますので、消防本部では、平成 27 年度から、住宅用火災警報器保守点検事業として、岐阜県電気商業組合郡上支部の協力を得て、住民の方々に無料で住宅用火災警報器の取付け、維持管理サービスを実施してまいりました。令和 2 年度には 44 件、令和 3 年度には 26 件、令和 4 年度には 96 件と多くの方々に利用していただけるようになってきております。

また、住宅用火災警報器の購入に際して経済的な負担軽減を図るため、令和 3 年度から国への要望として、岐阜県市長会へ、住宅用火災警報器の新規設置及び更新の補助制度の創設の議題提出をしております。

住宅用火災警報器の維持管理の重要性につきましては、住宅用火災警報器の寿命はおよそ 10 年とされており、設置から 10 年を経過すると電池切れや本体などの電子部品の劣化により火災を感知なくなることが考えられるため、10 年を目安に交換を推奨しております。

消防本部では、住民への啓蒙活動といたしまして、広報誌や郡上ケーブルテレビ、SNS などのメディアや火災予防運動などの住民と直接接する機会を通じて正確な情報発信と周知を図ってまいります。

以上でございます。

(3 番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 田代まさよ議員。

○3 番(田代まさよ) 丁寧な答弁をありがとうございました。

住宅用火災警報器は本当に命に関わるものでございます。大切な命を守るために、郡上市全世帯に取り付けていただきたいと考えます。ぜひともいわゆる弱者のために助成を検討いただきたいと思っておりますので、市長さんをはじめどうかよろしくお願い申し上げます。

3 つ目の質問です。女性消防吏員の採用についてお尋ねいたします。

消防吏員とは、階級を有し、消火、予防、救急、救助に当たるものを指し、一般的には消防士のことのように。消防署内の組織のことに関してはここでは省かせていただきます。

女性消防吏員を増加させる取組を行っている消防本部は少数と言われ、その要因は女性が働く職場であるというイメージが希薄であるとも言われています。女性を増加させるためにも、これからの社会人になる女性層に積極的に周知活動をしていかなければなりません。女性の方にも不安なく消防吏員になっていただけるよう、計画的に女性消防吏員を増加させる工夫と取組をすることが大切と考えます。

また、女性消防吏員を増加させ、女性の活躍を推進することにより、育児・介護などのそれぞれ異なる事情を組織や同僚が理解し、支援する組織風土が醸成され、多様なニーズに対応できる柔軟性が消防組織に備わるなど、子どもや高齢者、障がい者、災害時の要支援者、女性などの市民の

方々の対応力が向上されると予測されます。

市では、今現在、何名の女性の方が吏員としておみえになるのでしょうか。そして、どのようなことを行われ、女性消防吏員を増加させていかれるのか、所長にお尋ねいたします。

○議長（田代はつ江） 兼山消防長。

○消防長（兼山幸泰） それではお答えをさせていただきます。

総務省消防庁により、平成 27 年に消防本部における女性消防吏員のさらなる活躍に向けた取組の推進についての通知が発出されており、女性消防吏員の計画的な確保として、令和 8 年度中までに各本部定員の 5% という数値目標が示されているところでございます。

消防本部としては、これを踏まえ、令和 4 年度に 1 名、令和 5 年度に 1 名、合計 2 名の女性職員を採用しております。数値目標が示されている 5% にはまだ到達しておりませんが、今後も継続して女性職員を積極的に採用してまいりたいと思っております。

また、女性採用に際しまして、令和 4 年度には女性職員専用仮眠室などのある施設の新築を行い、当直勤務にも対応できるようになりました。さらには、令和 3 年度、4 年度と国から女性消防吏員活躍推進アドバイザーを招いて、幹部職員の女性消防吏員に対する教育を行い、受皿体制を万全にしております。

今後もこのような施設改修などのハード面と研修などのソフト面の充実を図りつつ女性の働きやすい環境づくりに努めてまいります。

以上でございます。

（3 番議員挙手）

○議長（田代はつ江） 田代まさよ議員。

○3 番（田代まさよ） 答弁をありがとうございます。

私たちも、先日、管内視察の折に消防本部のほうへ伺わせていただきまして女性消防吏員のための仮眠室を見させていただきました。今のところ、2 名の仮眠室であります。本当に女性が活躍できる消防吏員ということで、今、いろいろと注目もされております。

ぜひとも女性の消防吏員を 5% にまで拡大していただき、女性のために、そしてまた、被災地、避難場所とかにも女性がおみえになると本当に安心しますので、そういう方々をたくさん採用していただきますように御尽力をどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、少し時間を残しましたが、私の一般質問はこれで終了させていただきます。本日はありがとうございました。

○議長（田代はつ江） 以上で、田代まさよ議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩いたします。再開は 11 時 10 分を予定いたします。

（午前 11 時 01 分）

---

○議長（田代はつ江） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午前11時10分）

---

◇ 長岡文男議員

○議長（田代はつ江） 2番 長岡文男議員の質問を許可いたします。

2番 長岡文男議員。

○2番（長岡文男） それでは、通告書に基づきまして質問をさせていただきます。

今回は、大項目で、郡上市の学校規模適正化計画について、それから、2つ目に集落営農組織の現状と支援策についてということで提出させていただいております。

それでは最初に、1つ目の郡上市学校規模適正化計画の見直しについてということで御質問をさせていただきます。

文科省の学校基本調査によりますと、令和に入りましてから、全国の自治体で毎年200以上の小学校あるいは中学校の統廃合が進んでいるというふうにお聞きしております。少子化による生徒児童数は今後さらに減少していくというようなことが予想されておきまして、児童生徒数の減少は、子どもたちの学校での活動に影響を及ぼす、そういうところでないかというふうに思っております。

児童生徒数の減少によりまして複式学級が編成されることになり、また中学校では部活動のいろんな選択肢が極端に少ないこともあり得ます。さらに体育祭や合唱祭などの集団活動に支障を来すような、様々な問題や課題が懸念されておるところであります。

学校の適正規模化や小規模校の活性化に向けた早急な対応が必要と思っております。市内におきましては、昨年4月の小川小学校の明宝小学校への統合、そして、現在、大和地域の4つの小学校の統合、こういったことが地域によっては計画に沿って順調に進んでいるように見えますけれども、全体的にはどうなのでしょう。

市の公共施設適正配置計画におきまして、小中学校の規模適正化に対する基本的な考え方や今後のスケジュール等について方針が示されておりますけれども、少子化のスピードは予想よりも速いようであります。

市の計画においては、小学校あるいは中学校それぞれ分けて考えていることが基本になっておりますし、市内各地区の統廃合の時期についても、4つの時期というか、分類でそういったスケジュールが組まれております。

今後の計画推進においても今までのこうした考え方を基本的に進められるのか、また見直しをされないのか、お伺いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（田代はつ江） 長岡文男議員の質問に答弁を求めます。

長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） それでは、お答えをさせていただきます。

議員の御指摘のとおり、市内小中学校の将来の児童生徒数は予想より早く減少しております。令和3年度の出生数は187人、令和4年度の出生数は173人となっております。令和5年度の市内の小学1年生の児童数が291人であることから、児童生徒数の減少は続くものと思われま

す。現在、郡上市では6つの小学校で複式学級を有しておりますが、児童生徒数がこのまま減少を続けた場合、さらに多くの学校で複式学級の対応の必要が出てくるものと思われま

す。こうした状況を踏まえ、郡上市では平成30年に学校体制検討委員会を設置し、学校規模の適正化の基本的な考え方に関して諮問を行いました。その答申では、1学級当たりの児童数は20人から30人規模、1学年で複数学級、複式学級の解消を図ることなどが示されました。加えて、小学校は旧町村区域に1校は残すこと、中学校は将来的に市内に二、三校の配置が望ましい姿とされて

おります。大和地域の4つの小学校の統合については、答申が示します複式学級の解消と1学年で複数学級を同時に実現できることから、大和の地域協議会、PTA、地元説明等によりまして意見収集を図りながら進めてまいりました。

学校の統廃合はよりよい学びの場の創出が最大の目的でございます。そのために、必要であれば立地、施設の状況、地域の在り方などを考慮した上で小学校・中学校が連携した統合も視野に入れる必要があると考えております。

また、郡上市公共施設適正配置計画では、4つの段階に区分して段階的に統廃合を進めることとしておりますが、統廃合は地域に暮らす住民の皆様の心情や将来の地域の在り方にも影響を与えるため、きめ細かい配慮が必要な事業となります。このため、計画に即して検討することを基本としながらも地域の皆様の声を聞きながら柔軟に対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（田代はつ江） 熊田教育長。

○教育長（熊田一泰） 今後の計画推進については、ただいま次長が述べたとおりでございます。私のほうからは、小中学校の統廃合について教育長としての基本的な考えについて述べさせていただきます。

まず、1つ目は、統廃合につきましては当然のことながら、プラス面もマイナス面も考えられると考えます。人数が少なくなったから統合するというような単純な考え方ではなく、よりプラス面が多い、統合したことで教育的効果が上がると見込まれると判断できる場合には、統合計画を推進していきたいと考えています。

2つ目に、統廃合によって校舎の改修や改築などかなりの予算的措置が必要となる場合は、市長



部局、財政部局との連携をより密にし、規模や期間など、市が取り組んでいる他の建設計画との調整を図りながら進めていくことが必要となります。そういう意味で今後も市長部局との合意を大切にしていきたいと思いますと考えております。

3つ目に、統廃合を進めるについては、保護者や地域の理解をしっかりと得て、行政と地域が協力的な立場で推進していくこと。これは今までも大切にしてきたことですが、これからも変わらず大切にしていきたいと考えています。

このようなことから、まずは、現在進めている大和小学校への統合に細心の注意を図りながら、全力で取り組み、来年4月の統合を確実に成功させることが大事だと考えています。

その後、郡上市公共施設適正配置計画に基づいて市長部局と協議しながら今後の方向性をまとめていきたいと考えています。その中で、議員が言われるように見直す必要がある部分については見直すこともあり得るということは考えております。

(2番議員挙手)

○2番(長岡文男) ありがとうございます。

岐阜県の山県市教育委員会は、23年度から小中学校を統廃合せず現状を維持したまま学習内容によって他校との合同授業や異年齢学習を使い分ける山県方式の小中一貫教育の計画策定に乗り出しておるところであります。

山県市の検討委員会が策定した計画によりますと、少人数での授業が難しい英語や体育のチームスポーツ競技では児童数の少ない小学校が近隣の学校へ移動して合同授業や異年齢学習を行うことで適正な人数での教育が可能になること。そして教科の難易度が上がります小学校5、6年生は中学校へ移動して中学校教員の授業を受けることも想定されているそうです。このように今いろんな考え方がたくさん出てきておるところでございます。

そして、今の答弁にありましたように、地域の意見を聞き、そして、進めていくというふうに言われましたけれども、その地域の意見を聞く方法、そこを整理していただいて学校規模の適正化計画の見直しを行っていただきたいと思っております。

また、それに伴って、一つには、小中学校の適正規模についての考え方、このことをまず地域の方に知っていただくということ。そして、統廃合を検討する組織というか、そうした設置の手順というか、そういった仕組み、そのことについても地域に説明していただくということ。それから、統廃合に要する基本的なスケジュール、大体5年かかるんだとか10年かかるんだとかそういったことも含めてそういったことを話しながら地域の方に意見を聞かないと、いきなり意見を出してくれと言われても何も出てきませんので、そういったことを踏まえて地域で説明していただきたいということが一つあります。

それから、今、教育長は、今は大和小学校を全力でやると。それは大変ありがたいことでありま

すけれども、全力でやりつつ、ほかの地域のことも同時に進めていただきたいということです。

一つやってまた次の山へ行く、それではそこにスパンができてしまいますので、とにかく連続して休まずやっていただきたい。そうでないと最初に取りかかったところから最後までには随分と時間がかかるわけです。一つ一つではなくて、進めることは同時に進められると思いますので、検討とかそういった時間がかかりますので、それはすぐにやっていただきたい。そのように思います。

以上でございます。

次に、集落営農組織の現状についてということで質問をさせていただきます。

平成 30 年の 11 月に山形県で開催されました第 21 回の全国農業担い手サミット i n 山形におきまして美並町から美並地域農地集積チームが出場いたしまして、全国優良経営体表彰の担い手部門で農林水産大臣賞を受賞いたしました。5 年前のことです。

これは、市農業委員会、J A、農地中間管理機構の関係者で構成しましたチームのコーディネート活動により美並地内の 4 つの集落営農法人の農地集積、集約化に成果を挙げたことが非常に評価をされたということでした。そして、こうした取組につきましても、地域を挙げて担い手の営農活動を支援するという体制ができつつあったわけです。これは 5 年前の話です。

そして、今、私のところに、そうした営農法人からいろいろ相談が来ております。もともと中山間地では農業条件の制約上から土地利用型の再産性は非常に低い。組織の担い手も不足しております。経営体としての継続が非常に難しくなっていると。そういった御相談があったわけでありまして、全国表彰されたようなそうした組織が現状では非常に経営が苦しいと。こう言われておるわけでありまして。

集落営農組織が本来的に持つ機能である集落の合意形成機能と経営体としてのマネジメント機能、これが必ずしも両立し難い、そういった問題があるわけです。

そこで、市内の集落営農の現状として、法人化された団体数などはどういった経営状況であるか、お伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（田代はつ江） 田代農林水産部長。

○農林水産部長（田代吉広） では、御質問に対してお答えをさせていただきます。

まず、市内の集落営農組織の現状でございますが、法人化された集落営農組織数は 7 経営体が存在しております。その内訳でございますが、美並地域で 4 経営体、八幡、大和、白鳥で各 1 経営体ずつございます。

どの集落営農組織も、水稻また麦などの栽培や作業受託を中心に経営を行っております。特に美並地域の 4 経営体につきましては、議員からも御紹介がありましたが、農林水産大臣賞のお話があったところでございますが、郡上市内で一番早く平成 18 年に集落営農組織を設立されまして、美並町の農地の約 3 分の 1 に当たる約 58 ヘクタールを 4 つの集落営農が集積して、水稻、麦、作

業受託を中心に経営を行っております。

集落営農につきましては、地域の住民が協力して農業活動を行い、地域の食料需給や農産物の生産を促進する取組であり、地域の持続可能性や地域経済の発展を目指すために重要な役割を發揮しています。

一方で、中山間地域の水田は、議員からも御指摘がありましたとおり、山間部の小規模な区画で点在しており、農地の移動及び作業に多くの時間を要するほか、畦畔の面積が広く除草に多大な労力を要することや急傾斜地での作業は危険を伴うなど条件不利な環境下での一層の作業の効率化や低コスト化が必要になると考えられます。

特に課題として挙げられるのは、後継者となる人材の確保、オペレーター等の従業員の確保、施設投資等のための資金面、農産物等の品質・生産技術、農産物等の販路など、現在の課題として問題視する集落営農組織は多いと思います。この課題を整理し、継続的な経営発展につなげていく取組が必要と考えております。

○議長（田代はつ江） すいません。挙手をしてから発言してください。

（2番議員挙手）

○議長（田代はつ江） 長岡文男議員。

○2番（長岡文男） ありがとうございます。

こういった7つの経営体、組織があるとお聞きしましたけれども、いずれも非常に厳しい状況であるというお話でございましたけれども、そして、同じような課題が全ての事業体にあるということでございますけれども、続いて、2つ目、関連の項目でございますけれども、集落営農組織への課題に対しての支援策についてということになるわけでありましてけれども、市内の集落営農組織には様々な形態があると思いますけれども、全ての集落営農組織が企業的な経営へ単線的な方向で展開できているわけではないということでございますけれども、営農を取り巻く状況は、高齢化や次世代の担い手不足など今ほど言われたような構造的な課題や主食用米の消費減少が進む中、国による米の生産数量目標の配分がなくなるなど、米価変動のリスク、それから獣害対策、そうしたことも極めて厳しい状況の中の一つではないかというふうに考えておるところでございます。

経営体としては展開が可能な集落営農組織は非常に限られておりまして、現在の集落営農組織の多くは、現段階では集落農業の維持もしくはその崩壊を防ぐ役割に限定されているように感じるわけでありまして。法人化による経営体として成り立たせていくということは非常に難しいとも言えるかもしれません。

しかしながら、この地域の農業生産基盤を維持し、担い手とする集落営農組織を継続させるためには、多様な現状に応じた支援が必要だと考えます。今ほど言われた幾つもの課題がありますけれども、その課題に向けて、経営マネジメントも含めまして市としてどのような支援策をお考えか、

お伺いいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（田代はつ江） 田代農林水産部長。

○農林水産部長（田代吉広） では、お答えをさせていただきます。

今、議員からもお話があったように中山間地域の郡上市でございます。集落営農は、地域農業を継続させるだけでなく農村を守る重要な役割を果たしております。このような状況の中、地域の農業生産基盤の維持は重要な課題というふうに認識しておるところでございます。

しかしながら、先ほども申し上げましたとおり、高齢化、また、担い手の減少など、構造的な課題に加えまして、大半の集落営農の規模が集落等の単位であるということなど、経営の高度化による収益確保が困難となり、集落営農組織自体の継続が厳しくなっておるという状況でございます。

支援策でございますけれども、国・県の事業で栽培作物の種類によって交付金が交付されます水田活用の直接支払交付金、また、産地交付金、条件不利な中山間地域の農業を支援するための中山間地域等直接支払交付金など、現在も活用していただいておりますし、作業効率を図るための機械導入等を支援しますスマート農業技術導入支援などもございます。

加えて、市独自の事業では、集落を担う営農組織等を設立して活動するための農業機械等の導入に対しまして郡上市人・農地プラン実践組織化支援事業を令和4年度から新設して支援を行っておるところでございます。

また、経営マネジメントに関しましては、岐阜県農業会議が行います農業経営改善スペシャリストの派遣事業がございます。これは、司法書士、中小企業診断士や税理士など、各分野のスペシャリストが研修会また個別での相談等で経営改善等の指導を行うものとしております。

また、集落営農組織自らが課題を解決するため、集落営農の合併などによる広域化により、集落を超えた規模拡大やコスト削減、機械・施設、農作業労働力など経営資源の共有、経営の多角化などに取り組む動きも見られます。

本年度より、国の法改正に伴いまして、現在、各集落や地域単位で策定いただいております人・農地プランから、さらに今後の地域の将来の姿が明確に分かるイメージ図を描きます地域計画の策定を市が実施することとなっております。

地域計画の策定を進める中で、その地域に暮らす農家また非農家を問わず、現状や課題を共有し、将来の地域の姿を徹底して話し合うことで集落営農組織の継続が可能になるのではないかと期待するところでもございます。

こうした厳しい状況の中ではありますが、引き続き、国、県、市の補助制度を活用するとともに、県や農協等、関係機関と連携しつつ、意欲ある農家をしっかり応援し、集落営農を維持・発展させることで農産物の生産拡大や雇用創出につなげ、魅力ある地域の農業を持続・展開させていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

(2番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 長岡文男議員。

○2番(長岡文男) ありがとうございます。

国県の事業とか交付金とか、中山間地、こういったものも今までずっとやってきた上で現状がありますので、なかなかこれで解決する問題ではないと思っておりますけれども、今、言われた経営体の合併、あるいは地域計画の策定、これは農業をやっている方だけではなくて、ほかの地域の住民の方も一緒になってやっていくという、そういった取組ですね。こういった新しいところに期待していきたいと思っておりますけれども、何せ経営体自体の人手が足りないというか、人材が不足しておる。マネジメント能力がないというか。そういったことが基本的にございますので、そういった部分を大胆な支援策で賄っていけないかというようなことを検討していただきたいなというふうに思っております。

これはほかの事例でございますけれども、深刻な人手不足。今回、私が話しております経営体の農業経営の場合はマネジメントのできる人材になるかもしれませんけれども、農業現場での人手不足につきまして、そんな中で、一例として、地方公務員の農業副業という支援策。農業副業というか、要は市職員が農業を副業でやるということでありまして、このままでは基幹産業が守れなくなる危機感から職員の副業を呼びかける産地が今増えてきている。

これまで役所に勤めながら自宅の田んぼで農作業を行う兼業農家はありました。しかし、今、産地で広がっているのは、家業で農作業を行うということではなくて、役所から許可を頂いて、副業、賃金をもらって働く、そういった位置づけであります。

最近では民間企業でも副業推進の動きが広がっておりますけれども、公務員が副業を行うということは制約がないわけではないので、副業の目的はあくまでも地場産業の保護や地域貢献につながる活動、副業で扱える品目や働く機関の特定、そうしたことを特定しながらやっている自治体もございます。

そういった自治体の取り組み方によっては公務員もそうしたところに労働に出せるということがあるようでございます。

実際、山形県にはやまがたチェリサポ職員制度というのがございますし、それから兵庫県の丹波篠山市、ここでは黒豆サポーター職員制度、また、福島市では果樹ワーク制度ということで、果樹園のほう、そういったところを支援する制度、こういったことが各地区で本当に試行錯誤で行われているようでございます。

なかなかこれといった切り札がないわけですが、こういった営農組織に関しまして、今までのそういった支援策に加えまして、新たに大胆な支援策を何とか講じていただくようお願いしまして、私の本日の質問を終了させていただきたいと思っております。本当にありがとうございました。

○議長（田代はつ江） 以上で、長岡文男議員の質問を終了いたします。

それでは、昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時を予定いたします。

（午前11時41分）

---

○議長（田代はつ江） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午後 1時00分）

---

◇ 田 中 やすひさ 議員

○議長（田代はつ江） 11番 田中やすひさ議員の質問を許可いたします。

11番 田中やすひさ議員。

○11番（田中やすひさ） それでは、議長より許可を頂きましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

午前中も議論がございましたけども、来年度から大和の小学校がいよいよ開校を迎えます。市長や教育長、教育委員会、統合準備委員会、地域協議会をはじめ関係者の皆さんの御尽力に敬意を表したいと思います。

また、教育長、教育次長もお見えですけども、教育委員会におかれましては、非常に難しい課題だったと思いますが、非常に丁寧な説明をしていただきましたし、準備委員会や地元の意向をできる限り酌んでいこうという、そういった姿勢もすごく伝わってまいりました。ありがとうございました。子どもたちにとってすばらしい学校になるようにこれからもよろしく願いいたします。

また、私はすぐそばに住んでおりますので、地域の皆さんの新たな小学校を迎えるという意気込みのようなものをすごく感じています。そして、同時に、小学校開校に伴い、大和地域には空き校舎が3つできることとなります。

今後、大和地域のみならず、学校の統廃合により空き校舎が市内各地でも生じることが予想されます。

また、公共施設適正配置計画などにより学校以外の空いた公共施設も出てまいります。全ての施設が有効に活用できるかは難しいと思いますが、いかにそれが活用されるかはその地域の活性化にとって重要な意味を持つと思いますし、地域の皆さんの願いでもあると思っています。そして、当該地域においては最重要課題の一つでもあり、多くの皆さんの納得と理解の下で進められていくものであると考えます。

そんな中、市は活用のガイドラインを作成中であります。これは大和地域のみならず、今後の市全体の公共施設の活用の基本的な考え方にもつながるものだと認識しておりますが、今回はこのガイドラインと公共施設の活用の在り方について市長及び総務部長に質問いたします。

まずは、ガイドラインの概略とタイムスケジュールについて総務部長に答弁を求めます。よろしくお願いいたします。

○議長（田代はつ江） 田中やすひさ議員の質問に答弁を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） お答えします。

市では公共施設適正配置計画におきまして公共施設の再編等を進めております。その中で、公共施設の廃止や譲渡、長寿命化などの方向性を示し、公共施設の最適化に取り組んでおります。用途廃止後も使用が可能な施設は有効活用を図ることとしており、この検討の際に指針となるのが公有財産の有効活用に当たってのガイドラインです。

本日、資料を用意しておりますので、タブレットを御覧ください。ガイドラインに示しますフロー図でございます。

ポイントを御説明いたします。資料の中段上に検討委員会で示した「跡施設等の方向性」とある網かけ部分がございますが、こちらが有効活用等の方針でございます。次の優先順で検討します。

1番目は、左側にあります他の行政目的への転用です。総合計画等に基づき市が政策実現のために必要とする場合は新たな行政財産として用途を転用いたします。

2番目は、公共的な活用です。社会の利益に寄与する様々な公共的な事業のうち、民間事業者等が主体となって実施することが可能な事業については、条件を付して民間事業者等に施設を提供して活用いたします。

3番目は、公共的な活用以外の貸付譲渡です。行政利用や公共的な活用が見込めない場合、民間事業者等の創意工夫での活用提案を公募し、有効な提案があった事業者に対して施設を提供いたします。地元から活用したいとの提案があった場合は、目的に応じて、公共的な活用なのか、あるいは民間活用なのかを判断することになります。

最後が除却です。いずれの場合も活用が見込めなかった施設は計画的に解体・撤去を進めます。

利活用の方向性は今ほどの優先順で検討することになりますけれども、全庁的な視点が必要になりますので、フロー図中段の下、利活用方針案の審議・決定とありますのは、市内の庁内の組織でございます公有財産等検討委員会が行いまして市長決裁に付すと、かような手順でございます。

なお、アにございます行政目的以外で活用する場合、施設は、現状、有姿で引き渡します。また、施設の修繕費等は民間事業者等の負担が原則ですし、光熱水費等の維持管理に関わる経費も全て民間事業者の負担としてございます。

次に、スケジュールについてです。行政活用、公共的活用、民間活用は活用の優先順でありますので、順番に検討していくのではなく様々な可能性を同時並行で検討したいと。そのような想定でございます。

関係部局との協議は今後となりますし、施設の種類や規模等によって時間は異なると思いますので、現時点で具体的なスケジュールをお示しできないことを御了承賜りたいと存じます。

以上でございます。

(11 番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 田中やすひさ議員。

○11番（田中やすひさ） 次に、今、示していただいた図のア、ほかの行政目的への転用というものがこのガイドラインでは優先順位が高いということですが、今の時点で何かこういう行政目的の活用をしたいというようなお考えがあるのか、総務部長にお聞きいたします。

○議長（田代はつ江） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） お答えいたします。

市では、公共施設適正配置計画で公共施設の最適化に取り組んでおりまして、30年間で床面積ベース約34%を削減することを目指しておりますので、計画を進める中で、各地域に点在する老朽化した施設の行政機能を廃止し、学校跡地を活用することも想定してございます。しかしながら、今後、検討することになりますので、現時点で具体的な案は持ってございません。

以上です。

(11 番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 田中やすひさ議員。

○11番（田中やすひさ） それでは、地元の自治会等、地元から活用したいとの提案があった場合の対応について維持管理費等はどうか、総務部長にお聞きいたします。

○議長（田代はつ江） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） まず、前提となりますのは、今後の施設の活用に当たっては、行政利用、公共的利用等にかかわらず、その活用が施設の一部のみにとどまり、他に利用されないなどの使い方とならないように施設全体を効率的かつ効果的に活用していくことが原則と考えてございます。

この原則の下で、例えば、複数団体により施設全体が活用され、施設の一部を地元が活用される場合はその部分だけを管理していただく一部管理となります。この場合、玄関や廊下、トイレなど共用スペースの管理については、施設の他の利用者と調整していただくと。かようになります。

一部利用の場合に、地元を負担いただく費用は、施設の貸付面積に応じた貸付料のほかに、使用状況に応じた光熱水費など、あるいは維持管理費の実費負担を頂戴したいと、かように想定してございます。

以上です。

(11 番議員挙手)



○議長（田代はつ江） 田中やすひさ議員。

○11番（田中やすひさ） 次に、市長にお尋ねいたします。

施設の活用について、行政目的に限らず、市長としては、どんな活用をされることがこの地域にとってまた郡上市にとって望ましいとお思いなのか。市長のお考えや総合計画、総合戦略として、市として、こういう活用ができれば郡上市や地域は発展していくというような、そういう願いや市長の思い、イメージをお聞かせ願いたいと思いますので、よろしくお尋ねいたします。

○議長（田代はつ江） 日置市長。

○市長（日置敏明） お答えいたしたいと思いますが、今のお尋ねは、冒頭にありました大和小学校の再編に伴う3つの学校のこととしてお答えしてよろしいでしょうか。

○11番（田中やすひさ） はい。

○市長（日置敏明） はい。分かりました。

今、総務部長が申しあげましたように、これは学校の跡施設だけでなく一般論としても通則的な基本的な考え方なんですけれども、言わば、まずは、現在、行政財産として使っているものから、市自身が行政活用すべきよい案があればそうしたいと思えますし、第2に、地域の皆さんにも長年親しまれてきた施設ですので、何とか公共的な活用で道があればということでございますし、また、そうした活用のめどが立たない、あるいはなかなか難しいというようなことであれば、先ほど部長が申しあげましたように、民間活用といえますか、そうしたことも考えられるということではないかというふうに思っております。

私は、今回の大和小学校、統合の小学校を進めるに当たって、随分、それぞれの現在の4つの学校を抱えている地域の皆さんには、これからの教育の在り方とかいろんな意味で高い観点から御理解と御協力を頂いたというふうに思っております。

したがって、午前中の議論もありましたけれども、まずは統合大和小学校をしっかりと完成させて来年の4月には新しい小学校として発足させるということが第一であります。併せて、3つの学校が跡施設として残る、これについて、地域の皆さんの要望とか、そうしたものをしっかりと踏まえた活用ができればということは強く思っております。

特に小学校の、これは大和に限らずであります。施設というものを考えたときに考えなければならぬことは、一つはハードの施設として見た場合に、郡上市内の全ての小中学校はこれまで耐震化が施されていると。そういうこと。それから、もちろん跡施設にはなりますけれども、まだ来年の3月までは現役の施設として使われている施設が跡施設になるということは、郡上市がたくさん抱えている公共施設、行政財産の中では比較的メンテナンスもそれなりになされて、そして今後も利用価値は高い施設であるという評価が必要だというふうに思っております。

そして、もう一つ、精神的には、先ほども申しあげましたが、長年、学校施設として地域の皆さ

んの精神のよりどころというか、非常に愛着度の高い施設としてそういう機能を担ってきたと。そういうことでありますから、当然、それに対する地域の皆さんのこれにかけておられる思いというものもあるだろうというふうに思っておりますので、そうした点をよくよく勘案して、そして、地域に暮らしていく皆さんの言わば夢や希望をでき得るならばつないでいくよすがとなる施設というふうになればいいなというふうに思っております。

そういう意味で、これから取り組むわけですが、私の経験から言いますと、私は、大和の東弥分校という、昔は弥富小学校東弥分校といい、合併に伴って北小学校東弥分校となった分校育ちでありますけども、そこは平成元年に北小学校、本校に統合されました。

そのときも卒業生としては思いは複雑でありましたが、その後、平成4年には東弥ふれあいの家という形で宿泊施設も伴った活用がなされて、ある程度、有効に活用されているなという思いもありましたし、それから、最近ではコロナで中断をしておりますが、毎年、地区の運動会の運動場は会場になり、またごく最近までは東弥地区の地区公民館としての機能も持てたと。そして、また、最近ではNPO法人の事務所にもなっているというような形でありまして、そして「半分、青い。」というテレビドラマの撮影現場にもなったというような、それなりに建物の寿命というものの中で言わばいっぱい使い尽くすという形の利用はされているのかなというふうに思っております。そういうことで学校施設というものはいろんな意味の観点から考えていく必要があるというふうに思っています。

ただし、公共施設の統廃合というのは、先ほど総務部長も申し上げましたが、冷厳な事実を申し上げますと、一つはこういうものやっっていく中で市としては可能な限り財政負担を軽減していきたいと。そういう片一方には要件、要請を満たす形でやっていかないと、新しいものは造る、それから、その後のものも、あれもやりたい、これもやりたいという形で持っておりますと、一向に財政負担の軽減にもならないという状態では困るということは市民の皆さんにも理解してもらいながらやっっていく必要があるだろうというふうに思っております。

先ほど総務部長が申し上げたような一般論ではありますけども、ああいうような手順でもって4つの小学校が統合された後の3つの跡施設についても、丁寧な対応をしていく必要があるというふうに思っているところでございます。

(11 番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 田中やすひさ議員。

○11番（田中やすひさ） 今、市長がおっしゃったことでは、今の郡上市が持っている公共施設の中では、これから統廃合される学校跡地については極めて生きがいい施設であると。要するに使い勝手がいい施設であるというようなお話がありましたし、耐震もできているし、また、Wi-Fiも使えますし、きれいに今まで使っているの、非常に生きがいい施設であるとい

うようなお話がありました。

その中で、行政目的での活用をまず第一に考えていきたいというような話がありましたけれども、結局、今の施設を取り壊すために、昔、大和地域以外にある公共施設、一般的な公共施設、市の持っている公共施設が、使われていない公共施設、例えば文書の保存庫とかいろんなものを保管している公共施設とかいろいろありますけども、その代わりに、それを取り壊すために、学校の跡地が使われるような、今の大和の学校が使われるような形というのはあまり地域の人は望まないんじゃないかなということを思います。

つまり、地域の願いとしては、何とかその地域が活性化してほしいというような思いがありますので、市長もそういったことを後半に言っていただきましたけども、そういった市民の皆さんの夢や希望がかなえられるような利活用を検討していただきたいなというふうに思いますし、同時に財政負担を減らして活性化させるやり方をどうやって我々が考えていくかということに頭をひねらなくちゃいけないんじゃないかなということを思っています。

そういう意味で、どういうふうにこれを進めていくかというやり方が非常に大事だというふうに思います。現在も市民の方々からこういった使い方がしたいとかこういう使い方がしたいよというような提案を頂くこともあります。ただ、現在、どのようにどこに提案したらいいか分からないといった声もあることも承知しています。

市長も御覧になったと思いますが、今朝の岐阜新聞には、大垣市の上石津にある4つの小学校が来年閉校することから跡地の施設活用の事業者を公募型プロポーザルで選定する計画が出されたという掲載が載っていました。

その前段階として、大垣市では、今年の1月からサウンディング調査を始めて、10団体から24の提案があったという記載がありました。これに比べると、同時に、郡上市と同じですから、閉校のタイミングというのは、非常に大垣市のほうは早い段階で利活用の動きが進んでいるんじゃないかなということをまず感じました。

本市のガイドラインについては最初の質問で加藤総務部長からお話ございましたけども、私も、結局、順番に、行政目的としてはこういう活用ができるよね、地域としてはこういう活用ができるよねということを個々に検討していったり、またサウンディングで民間事業者としてはこういう活用ができたりするよねということではなくて、一遍にいろんなアイデアをみんなで弾を出し合っ、その中で、だったらこことここはコラボできるよね、民間と団体が一緒になって活動できるよね、そういった議論の中で、まさにみんなで考え、みんなで造る、そういった学校跡地であってほしいなということを私は思うんですけども、そういった考え方について、市長はどのようにお考えか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（田代はつ江） 日置市長。

○市長（日置敏明） 他の自治体で大変素早い対応をしておられるということですので、私もよくその点は勉強したいと思いますけども、私が申し上げたのは、確かに、一つ一つ、けりをつけてというか、これはないね、これは次の段階に行こうという一本道で利活用を考えるという意味ではありません。必ずしもそうではなくていろんな可能性は並行して考えていく必要があるというふうに思っておりますが、優先順位としては、私は、やはり市の施設でありますから、これを、有効活用していくという場合に、まず公共施設の概念、公の施設、公共施設、それから公用施設という概念がもう一つありますけども、ある意味では市の例えば文書庫であったり、そういうことも行政の機能としては非常に大切なことでありますので、まずは、自分の持っているといいますか、市が持っている施設でありますので、そういう需要や使い道はないかということとはしっかりまず第1順位として考える必要があるというふうに思います。

これについては、そのことは、ひいては市民の皆さんのためにもなることをやろうとしているわけですから、市民の皆さんにも理解してもらわなければならない場面はあるというふうに思っております。

それから、また、できれば先ほど言いましたように、地元の皆さんの思いも強い施設でありますから、何らかの形でここを使いたいというお話があれば胸を開いて、胸襟を開いてよくよく皆さんのお考えを聞きたいというふうに思っています。

私もさっき申し上げましたのは、比較的、学校施設はまだまだいろんな手が施されている施設であります。それに比べて、各地区に場所的には数的には散在しているコミュニティーの施設であるとか様々な施設があつて、しかし、それはまた非常に耐震化も心もとないとか、その他、空調の関係であるとか様々なことで、ここをずっと使い続けるよりは、例えば、ある小学校地区の建物を言わば私どもが申し上げておりますいろんな意味での市の各地域の小さな拠点の一つの施設として使うということ。

その代わり各地に散在している施設は、その際、用途を廃止するという形で、先ほど申し上げた一方で財政負担もできるだけ軽減していくという観点も失うことなくやっていく必要があるだろうというふうに思っています。

そして、さらに、もちろんサウンディング調査等は確かに可能性という意味では、調査をしてもそれに拘束されるわけではありませんから、可能なものについては並行的に進めてもいいというふうに思いますが、そういういろんな立場の人が一堂に会してがやがや会議をやるというのは、しっかりとそういう場で地域の方々も物をおっしゃる方もいますが、なかなか遠慮深くておっしゃらない方もいらっしゃるのので、いろんな意味で適切な手順を踏んでやっていくということが必要だと思いますし、確かにおっしゃるようにできるだけスピーディーにやっていく必要もあると思っております。

大垣の例を拝聴しますと少しゆっくりしとったかもしれませんけど、私どもも、今、小学生が現に我が学校ということで通学している学校の跡利用をあまりがやがやと進めていくのは、もう少し、いまだ少し待ったほうがいいと思って、そうした点はまだ本格的に始めているわけではありませんけれども、統合も目の前に来ておるわけでありますので、これから取り組んでまいりたいというふうに思います。

(11 番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 田中やすひさ議員。

○11番（田中やすひさ） 確かに市長がおっしゃるように、公共施設は学校だけではありませんので、その地域全体の公共施設の中から学校というものは一つの公共施設としてあるわけですから、例えばコミュニティセンターとか、いろんな公共施設の中の関係の中で考えていくということは非常に大事だなということは感じました。

ただ、もちろん文書の保存にしろ、いろんなものの保管にしろ、必ずどこかでは保管しなくちゃいけないということも分かりますが、皆さんの願いといいますか、地域の方々の願いというのものも、また市長も当然そう思っているということをおっしゃいましたけども、そういったことも心の中に留めていただきたいなということを思いました。

先月、東京に視察に行ってきたして、東京の虎ノ門ヒルズのほうに視察に行かせていただきました。虎ノ門ヒルズには、プライム上場企業の110社ぐらいの新規事業の担当者の方がそこに入っていて、新規事業の担当者の方と決裁権がある方が2人ペアぐらい入っていて、本当に皆さんが聞いたことのある大企業の皆さんばかりがそこに入っていました。

そこで何をしているかという、結局、大企業であっても新しい事業が創出できずに、結局、オープンイノベーションでみんな連携してみんな議論しながら、どういった新規事業を生み出していくかということをやっているという、そういう時代なんだなということを感じました。

今、市長がおっしゃったように、確かにいろんな場で混乱するかもしれないし、いろんなところ、意見を出しづらい人もいるかもしれないし、いろいろ議論もできない状況もあるかもしれませんが、みんないろんな案を出し合うことによって、地域、よりその施設が良くなっていくというのが基本的な方向性だというふうに思いますので、そういったことをぜひ大切にしていきたいなというふうに思いますし、そういったことで地域の方もいろんな納得とか理解とか財政面のことも踏まえて市に対する信頼感とかいろんなものも高まっていくんだと思いますし、まさに市長がおっしゃる「みんなで考え、みんなでつくる郡上」につながっていくんだというふうに思いますので、ぜひそういった観点でも考えていただければなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、大分、時間を余しましたけども、何とかこういった議論を通じて、これから郡上市がさらに活性化していければいいなということを思っていますので、よろしく願いいたします。

それでは、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（田代はつ江） 以上で、田中やすひさ議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩いたします。再開は13時40分を予定いたします。

（午後 1時27分）

---

○議長（田代はつ江） 再開いたします。

（午後 1時40分）

---

◇ 美谷添 生 議員

○議長（田代はつ江） 18番 美谷添生議員の質問を許可いたします。

18番 美谷添生議員。

○18番（美谷添 生） 発言の許可を頂きましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。大変、眠たい時期かと思えますけれども、しばらくよろしく申し上げます。

今回は不動産等の所有についてということで相続登記の義務化のことにつきまして1点だけの質問でございます。よろしく申し上げます。

本日、16番議員のほうから所有者不明土地ということについて質問がございましたので、かぶるようなところもございしますが、よろしくお願いいたしたいと思えますが、不明ではないけれども権利者がいない土地というのが、登記上の名義人がお亡くなりになった、そういう土地のことです。

そんな中で、市は固定資産に対する課税の権利を有してございます。そして、市民は不動産所有者は納税の義務があるということでもありますので、そこら辺のところについて明確にしていかなければならないということはあるかと思えますが、課税は現況課税というふうに承知しておりますが、所有者以外の人、すなわち相続人が多数の場合は代表者というような形になっておるわけですが、課税はその人にされるわけですが、権利としては相続人全部にあるというようなことで、後ほど申しますけれども、問題が出てきておるということではありますが、来年4月より相続登記の義務化が施行されます。そこで当市の未登記物件はどのくらいあるのかを取りあえずお尋ねいたします。

○議長（田代はつ江） 美谷添生議員の質問に答弁を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） それでは、答弁の前に通告にございました相続登記の義務化等についてちょっとお時間を頂いて法改正の内容について説明させていただきたいと存じます。

長年にわたりまして相続登記がなされないためにその所有者の所在等が不明な土地が公共事業や

民間取引などに多大な影響を及ぼすことが問題となりまして、これを受けて令和3年4月に民法等の一部を改正する法律が公布、その中で不動産登記法が見直され、議員がおっしゃいました令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されることになってございます。

具体的には、不動産を取得した相続人はその取得を知った日から3年以内に相続登記をしなければならず、また、令和6年4月1日の改正法施行日以前の相続であっても同様に法の施行日以後3年以内に相続登記をしなければならないと。そういった内容でございます。

このほかに、施行日は政令に委任されておりますけれども、令和8年4月までには所有者の住所が変わった場合も同様に住所等の変更日から2年以内に住所等変更登記の申請も義務化されます。

また、土地や家屋の情報を所有者ごとに一覧で名寄せできる所有不動産記録証明制度なども令和8年4月までに施行されると。そういった法改正がなされております。

そこで御質問の郡上市におきます相続登記の未了物件につきましては、まず郡上市には44万7,287筆の土地がございます。このうち4万9,809筆が相続登記未了となっており、全体の11.1%を占める状況でございます。

以上です。

(18番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 美谷添生議員。

○18番（美谷添生） ただいまお聞きしますとおおよそ1割強が登記されていないというふうにお聞きいたしますが、相続登記をやらなくても個人的には今までは何の制裁もないということで、権利が亡くなった人のまま、書類上はそうなおると。

このことで未登記物件の存在で公共事業の実施等についても大変支障を来しております。一例を言いますと、私の地域で道路の建設が計画され、用地買収を進めてもらいました。そのルートの中に共有地があり、全部の人の承諾が得られず、おおよそは完了しておったわけですけども、そういう事情でルートの変更がされた。これは県の事業ですけども、結局はそのことで大変な無駄な仕事もしたし、建設費も大幅に増えるというような事例がありました。これも、登記の不備のために起こったことでありまして、こういうことが起こらないような状態にさせていただかんといかんというのが、今、総務部長の話の中にありました法が改正されるということですけども、義務化を実施されるに当たってこのことに対する周知と推進の方策をどのようにされるかということをお伺いしたいと思いますが、また、管轄は違うのかもしれませんが、死亡届を受け付ける際にこのことについてじっくりと説明されるようなことをされればよいのかなというようなことも思いますので、併せて御答弁をお願いしたいと思っております。

○議長（田代はつ江） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） お答えします。

まず、相続登記の義務化につきまして、周知につきましては本年2月に岐阜地方法務局八幡支局と連携させていただき、相続登記や住所等変更登記の必要性や重要性、また、相続土地国庫帰属制度というものがございますが、その内容を郡上ケーブルテレビの行政情報番組で放送させていただいております。また、本年1月号の広報紙に掲載しておりますし、納税通知書送付用封筒に相続登記の義務化の周知メッセージを記載しております。今後も法務局と連携し、機会を捉えた広報活動に努めてまいります。

市の相続登記推進のための方策としましては、所有者が亡くなられた場合、相続登記をされるまでの間、納税管理を行う相続代表者の届出を頂いておりますし、相続代表者など届出がない場合は戸籍調査を行いまして相続順位の高い方を指定、通知し、相続登記のお願いをしております。

死亡の際の周知というようなことで議員さんから御指摘ございました。こちらにつきましては今後の対策としまして市外へ転出される方に対しては窓口での手続の際に不動産管理の継続をしていただくこと、また相続が発生した際は速やかに所有権の移転登記を行っていただくこと、住所の変更時には連絡を頂くよう記載した文書をお渡しするように計画を進めてまいります。

以上でございます。

(18 番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 美谷添生議員。

○18番（美谷添 生） こういうことはその時期に当たらんとなかなかできないし、関心も持てないというのが通常の人であると思います。ですから、広報で流した、ケーブルテレビでやってもらったということだけでは当事者にならないとまずはやれないと。そして、後ほどもちょっと触れますけども、定かな罰則がないということですので、そのまま放置しておいて本人でなしにほかの人に大変迷惑がかかるという事態でありますので、そこら辺の対処といえますか、厳罰に処すなんていうわけにはいきませんが、ある程度、不利になるような方法でこれには向かわんと冒頭にありましたように1割ぐらいの人はやらんということになると思いますので、よろしく願いいたしたいと思いますが、先ほど市は課税の権利があるということを行いましたけども、また課税をしない権利もどうもあるようでありますので、先ほどの16番の質問の答弁の中にも課税免除ということも答弁の中にもありましたが、私の知り合いで、あるときに「税金を納める切符が来んようになった」と。「どうしてやろう」という話をされた人がありまして、そうしたら、そこは宅地であったけども、宅地というか、別荘地であったけども、長年、全然なぶらずにそのまま山になってしまったというようなことで、ほとんど課税価値がなくなったということかもしれませんが、それで切符が行かんようになったという事例を聞きまして、税額が少額であれば、事務経費もこれを集金するのも手間がかかるというようなことで「なるほど。そうかな」とそのときは思ったんですけども、よくよく考えてみます



とこれはちょっとおかしいんじゃないかと。幾ら少額であってもちゃんと請求して、そして知らせてやることがその人がそこに土地を所有しておるということの意識をちゃんと持っていただけということでは、大変、煩雑なことかもしれませんけども、必要ではないかなというふうに思っておりますが、いかが思ってみえますか。

そこら辺のことについても免除ということについてはどういう事例をもって原因をもって免除になっていくのかということについて、これは特に通告はありませんけども、分かりましたら教えていただきたいと思えます。

○議長（田代はつ江） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） お答えします。

分かる範囲で申し訳ありませんが、今ほどおっしゃいましたように宅地であったところが山林になるということで、いわゆる現況課税というのが原則ですので、そういった状況というのはあると思っております。

先ほど渡辺議員の御質問で免税点以下のところは課税しないので通知をしませんと申し上げましたが、課税標準の金額によりますけども、土地であると 30 万円、家屋であれば 20 万円といった、これ未満でありますと課税されないと。そういう税法上のルールがございますので、議員がおっしゃいます課税されない人がどこに土地を持つとるんやということが分からんではいけないんで免税点以下でも通知したほうがいいんじゃないかというその趣旨は理解しますけれども、課税上、税務課の業務としてはその範囲での通知にとどまっているということで法律にのっとってやらせていただいているということで御理解いただきたいと存じます。

○議長（田代はつ江） すいません。通告に従ってということになっておりますので、通告以外の質問については極力避けていただくようお願いいたします。

（18 番議員挙手）

○議長（田代はつ江） 美谷添生議員。

○18 番（美谷添 生） 分かりました。答弁の中で出てきたことですので今お伺いいたしましたけども、気をつけてやりますので、よろしく願います。

それから、先ほどからも言っていますようにこの法には特に罰則というようなことはないというようなことでありますけれども、中身では 10 万円以下の過料にされるだろうと。罰金ではありませんけど、過料されるというような表現であります。過料されるというのはどういう状況になったときに実施されるのかということについて分かる範囲で願います。

○議長（田代はつ江） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） 罰則という言葉が適当か分かりませんが、議員さんがおっしゃいますように、過料、過ち料という呼び方をすることもございますけれども、行政上の秩序罰という

解釈でございます。

令和6年4月1日以後に正当な理由なく登記を行わず義務に違反した場合は相続登記については10万円以下の過料、住所等変更登記については改正法の施行日以後令和8年4月までに施行されるとされておりますが、こちらは5万円以下の過料が課せられるとする規定が設けられております。

例えば、正当な理由というところも大変気になるところであります。現時点では明確化されておられません。

ただ、例示としまして相続人が多数であったり、あるいは相続人が重病等である場合には免除されるというようなことも情報としては来てございますが、こういったところ、10万、5万という金額は明確に示されておりますけれども、細かな点については今後通知があるということで承知してございます。

以上です。

(18 番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 美谷添生議員。

○18番（美谷添 生） 今回のことで正当な理由がある場合はやらなくてもいいというふうに解釈されると大変困ることでありまして、どっちみち相続をされんことには登記が変わらんわけですので、過料がされるされんということと登記が移らないということは別の話であると思うんです。結果的に登記をしていないので過料されるということでもあります。

それから、先ほど何年か放置してあるとどうということになるかという話もちょっとありましたけれども、要するに私はそういう場合は国なり市なりが代替えで頂くというようなふうに関庫のほうを持っていかんとこのことは解決がつかないというふうに思います。

ということで、関庫返納と没収についてということに移りたいと思いますが、これは正確に言うると相続土地の関庫帰属制度ということであるようでありまして、返納とか帰属という形でこれもほとんどが所有者のほうから申し出てなるというようなふうには私は思うわけですけれども、そうでなくて、そんだけの期間、放っておくということはその人たちは要らないということにつながると思うんです。

最近、山村地域では特にそうですけれども、土地に関する関心はかなり薄れてきておるということで、当然、財産価値も低いということで要らんというようなことを言う人がたくさんみえますので、そういう人は手続をしてまで自分の登記にしようというような気持ちも順番になくなっていくと。

でも、先ほど言いましたように、そこに道路でもできようというようなことになるとその人の承諾が要するという話になりますので、本当にそういうことを知って金になるなら欲しかったわいということかもしれませんけれども、そういう土地については公の土地に何年かしたらなりますよと

というようなふうにしたらいいのではないかなということ、後ほど市長にどうしたらそういうことができるかなということについてお聞きしたいと思いますので、よろしくお聞きしたいと思います。

先日も東京の郡上人会のとくにふるさと定住機構の人が発表されましたけども、とにかく国庫返納等についての土地の不動産の相談がかなりたくさんあるということをお聞きしましたが、国庫返納、あるいは今の国庫に帰属するための手続とか執行の方法ということについては、どういうふうなやり方というか、事務的なことは市としてはやってみえるのか、やろうとしてみえるのかということについてお伺いいたします。

○議長（田代はつ江） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） まず、御質問にございました相続土地国庫帰属制度につきまして御説明させていただきます。

土地を相続したものの利用する予定がないなど相続した土地を手放したいときは相続した土地の所有権を国庫に帰属させることができる相続土地国庫帰属制度が新たに創設され、本年、既に4月27日から施行されております。

これまでは相続財産の中に不要な土地があってもその土地だけを放棄することができず、不要な土地を含めて相続するか、あるいは、他の資産である預貯金や株式などを含めて全てを相続放棄するしか方法がございませんでした。

近年、土地を相続したもののこれを手放したいと考える方が増加傾向にあり、こうした土地所有に対する負担感が所有者不明土地の予備群になっていると言われておりまして、この対策として制定されたものでございます。

この制度を申請できますのは相続や遺贈で土地を取得した相続人のみで改正法の施行日以前に相続した土地も申請できます。

なお、建物や工作物がある土地あるいは土壌汚染や埋設物がある土地などは申請できませんし、一定の勾配や高さの崖があつて管理に過大な費用や労力がかかる土地は承認されないなど、一定の要件がございます。

また、申請後費用として審査手数料が1筆当たり1万4,000円、さらに10年分の土地管理費相当の負担金として、地目にもよりますが、原則1筆20万円を納付しなければなりません。

もう一点の没収ということがございまして、要らない土地は放置しとつたら国が没収するというような御趣旨かと思っておりますけども、例えば、金融機関の預貯金については、10年間、取引がない場合、国に移管され、公益的な活動の支援に活用できますけれども、不動産は、長期間、相続を行わず放置している場合であっても、その不動産を国庫に帰属できる制度、いわゆる、没収という言葉が適当か分かりませんが、国に帰属できる制度は現行ではございません。

なお、市といたしまして、手続上のこととなりますが、あくまでも、登記事務、こういった過料の徴収等々につきましては国の事務になりますので、現時点で市として何らかの対応をさせていただくという予定はございません。

以上でございます。

(18 番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 美谷添生議員。

○18番（美谷添 生） 今、答弁がありました。市の事務所掌ではないと。これは法務局の関係であるということではできないということではありますが、いずれにしても個人の所有にしたことによって非常に不具合が出てきていることは間違いない話でありますので、これは何とかせにやいかんのではないかなと個人的には思っておりますが、これを、改正といいますか、直していくためにはどうしたらええのかと。

また、国も自治体も積極的にそういうことをなくしていこうということなら、所有者の要らないものは、全部、国のものあるいは市町村のものにするような方法を、これは国で決めりゃできる話であると思うんですが、そういう件について市町村の御見解と、こうしたらええぞというようなことがあったら教えていただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（田代はつ江） 日置市長。

○市長（日置敏明） お答えいたします。

今、所有者不明の土地があったり、あるいは、登記されていない登記未了の土地があつて様々な不都合があるということは御指摘のとおりであります。

そういう中で、先ほど来、総務部長が答弁しておりますように、一定の相続、または遺贈ですかね、という要件がありますが、そういう場合に所有者は「それを自分で持っているつもりはない。したがって、国に帰属させたい」ということで一定の手続を経て国の所有に帰属させるという形の法制度がようやくスタートしたというところです。

しかし、これはかなり要件もそれが申請できるのは一定の場合であつて、例えば自分がもともと欲しくて買った土地とか、そういうようなところはもともと対象になりませんし、また、その土地が非常にその後の管理に多額の経費がかかるとか危険な土地であるとか、地中に埋設物があるとか、いろんなことで国のほうも帰属させても何ともならんという土地はもらうわけにはいかんということでもありますし、それから、先ほども言いましたように、例えば、1筆、原則、おおむね10年間の管理費用をつけてなら受け取りますという制度がようやくできたということでもあります。

したがって、この制度自身、国への帰属制度というものも、仮に周知しても、どの程度、実際に、1筆10万円なり、審査手数料プラス10年間の管理費用というものをおつけしてどうぞ国に受け取ってくださいという人がどれだけ出るかということも分からないところでもあります。

そういうことで、美谷添議員がおっしゃるように、そんなことでは甘いと。むしろ一定の場合には没収とか、あるいは、そもそも返納という言葉は国に所有権があってお返しするという言葉ですから、だから国へ帰属させるという言い方をしているんですが。

要するに、日本は土地の個人所有制ということが社会の大原則でありまして、この原則に従って個人や法人が土地所有をしているという中で現在の資本主義が成り立っているわけでありますから、もし、土地は国家のものである、ただ個人や一般の法人とかそうしたところは使用権を持っているだけだというようなふうに土地法制というものを全く変えてしまうということであるならば、それは国会で大議論をしていただいて、そして、法律を制定していただくよりほかはないというふうに思います。

ただ、それをした場合に国家というものが今度は大きな権力を持って、もともと所有権は全て国家のものである、土地所有は国のものであるというような形で行けば、世界にはそういう国があって公共事業などは誠にスムーズに行くということもありますけども、今、ずっと、日本の土地法制というものは、様々な変遷がありますけど、少なくとも近代国家になってから土地の私的な所有制というものの中に成り立っている中でそういう大原則の変換をするということであれば、国家的にも大議論をして法律の制定をした上でやるべきだというふうに思います。

国民もそういう意味で大議論をする必要があると思いますし、そして、そういうことが、例えば、先ほど来おっしゃっていることの問題解決に一定の効果をもたらすと思いますが、仮にそうした場合にはどんな弊害が生まれてくるかというようなこともよくよく吟味の上、そういう議論をすべきではないかと思っております。

私たちとすれば、土地所有制とか、それから、登記制度とかそういうものはまさに地方公共団体の事務ではなくて国の事務でありますから、私たちはただそういう郡上が例えば住みよい地域であるという意味で地方自治体として出すべきこと、市民の皆さんに助言したり、いろいろアシストすべきことはすべきであると思いますけれども、現行の法制度上はあくまでもそういう大議論をして、もしそれが大方の日本国民の賛成が得られるならば、そのようにすべきであるというふうに思います。

(18 番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 美谷添生議員。

○18番(美谷添 生) 今、市長に言われたことは大原則の話であろうというふうに私も思いますし、そのとおりだと思いますけども、いずれにしても近代国家になったと。近代国家といいますと明治維新以後ですけども、それ以前は個人の所有というのはほとんど聞いたことがないという状態で、皆さんが生活するのに大変支障を来したかといえばそうでもないというふうなことを思うと、個人に帰属させることによって問題が出てきたというのが大きいのではない

かというふうに思いますが、そして、先ほど帰属するようにやっと法律ができたと言われまして、とにかくそんだけお金がかかるんならということで、やる人はほとんどないと思います。ないということは法律はないと一緒になんです、どっちかという。つくってみたけども誰も利用せんという類いのものであろうと思いますので、そうでなくして、みんな、そういう人たちの思いが、そうお金をかけんでも届くような方法、あるいは寄附であれば、寄附の申出があれば受けるよというような気持ちで事に当たらんといかんのではないかなというようなことを思いながら、多少、時間が残りましたけども、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（田代はつ江） 以上で、美谷添生議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩いたします。再開は14時25分を予定いたします。

（午後 2時14分）

---

○議長（田代はつ江） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午後 2時25分）

---

#### ◇ 蓑島もとみ 議員

○議長（田代はつ江） 5番 蓑島もとみ議員の質問を許可いたします。

5番 蓑島もとみ議員。

○5番（蓑島もとみ） 議長より許可を頂きました。通告に従い、大きく2点、小さいもので3点の質問をさせていただきたいと思います。

まず最初の質問になりますが、未満児を育てる保護者への支援という大きな見出しですが、内容を言いますと、実は、子育てというか、少子化が進んだ中で、小さな子どもさんをたくさん、たくさんではない、持ってみえるお母様方、お父様方にいろいろと聞いて、要望といいますか、気持ちをお聞きしました。その結果といいますか、申し上げて、最後に要望させていただけるとありがたいと思っております。

今、少子化が進む中で、国のほうでは異次元の子育て支援ということをお願いしております。期待していますといいますか、財源が心配なんですけども、一応、期待しておるんですけども。

ちなみに、小さいゼロ歳児ですとか2歳児というのは、今の日本において最も自然に近い状態の生き物といいますか、じゃないかと思えます。そのために、例えば母親ですと、母子手帳をもらった時点から、全く未経験のものと付き合わなくちゃならない。未経験で、出産と同時に生まれてきた子どもというのは全くどういう性格で何を考えているのか分からないような状態で育てられます。

そんな中で、母親というのは、24時間、生まれたばかりの子というのは、いつ起きて、いつお

むつを替えて、いつおっぱいをやらなくちゃならないかって全く計算できないような状態の中で非常に大きなストレスを持ちながら子育てを続けております。

24 時間、本当に休みなく心配しながらやる。しかも、子どもは、親はそう考えないかもしれませんが、一人一人それぞれ人権があって命があります。だから、親は責任を持たなくてはなりません。

こんな大きな、ストレスというか、苦労といいますか、苦しみといいますか、そういうものというのは、旦那さんがみえますから、話の分かる旦那さんでしたら、いろいろと相談に乗って一生懸命協力し合っって子どもに対して集中して育てられるんですけども、なかなか旦那さんというのは、仕事を持っていますので、うまくいかない。

そうすると、母親が、訳の分からない、何を望んでいるのか分からない子どものために、24 時間、本当に集中して、子育てを続けなくてはならないということになります。

それは1週間か2週間ならいいです。でも、1年間は恐らく子どもは目が離せないといいますか、どこへどうなる、腰を据えればそこらにあるものを取って口に入れる。はいはいし出せば興味のあるところへ勝手に行っているようなことを始める。ましてや、歩き出したらそれこそ本当にどこへどう行くか分からないという状態の中で母親のプレッシャーというのはストレスというのは非常に高くなります。

そういうときに、子ども支援の施設といいますか、郡上市内に何か所かありまして、そこへ行って、母親たちの思いを伺いますと、せいぜい1時間半ぐらいなんですよね。白鳥の場合ですと本当に1時間か1時間半ぐらい。午後になるとお昼寝もあるから今日は終わりという感じで、ほんの少しの間、子どもさんと一緒に遊んで、みんな、お友達というのか、一緒に来た似たような年の子と遊ばせて帰るといことになるんですけど。母親のストレスを解消するためには子育て友達とじっくりと話をしたり、相談支援者との話もあると思います。そういったことを十分できないまま終わってしまうんじゃないかなという状態だと思います。

実は、先だって倉敷のほうへ視察に行きまして、子育て支援の状態をいろいろと勉強させていただきました。倉敷というのは47万都市ですから岐阜市よりも大きいんですけども、あんまり参考になんねえなと思いつながら子育て支援の現場を拝見して、すばらしいと思ったのは、朝から夕方まで門は開けてあります。それと相談員が常に待機しています。

もっと面白かった、面白いことはないですけど、どこからみえたお子さんでも保護者の方でも全部引き受けていらっしゃる。すごいな。こんなところがあると、確かにいらいらしたときなんかでもそこへ連れていけば子ども同士で遊んだり、いろんな相談もできるし、何よりも母親同士の友達付き合いが活発になって、母親のストレスは非常に解消されるんじゃないかなというふうに思いました。

余ごとですけれども、例えば、今、男の方の育児休暇というのが認められて、しかも給料が100%もらえるという話も聞きますけれども、男が24時間、ゼロ歳児の面倒を見ていくと子どもというのは憎らしく見えるんじゃないかなと思います。本当に目を離せられませんので、男に育児させるというのはつらい話だなと思いながら私はいろんなニュースを見て思っているんですけども。

実は、白鳥の育児支援施設があるんですけども、育児支援というよりも子どもを遊ばせる施設があるんですけど、雨漏りがひどくて、雨が降るとバケツを方々に置いとかなくちゃならないと。そのうち子どもがバケツをおもちゃにして遊び出すと、手を突っ込んでじゃばじゃばやり出すような状態の建物で、それが、後々、今の振興事務所の2階へ移るような計画もあると聞いて、母親たちが2階へ子どもを連れて上がっていったというのは非常に私に対して「それはちょっとやめてくれよ」というような話をされました。

私自身も、できれば施設の中に土に触れるような場所もあったほうが、子どもを育てる上でいろんな条件の中でいいんじゃないかなというふうに思いまして、ターゲットになるのが大和の小学校の跡地と。あれが今のところ計画がないんだったら、そこへもしよかったらせめて白鳥、大和、できれば高鷲。

実は高鷲の母親たちにも聞いたんですけど、子どもをそうやって、自分も一緒に行って、預けるんじゃないですけど、一緒に遊べる場所があれば、いいところがあれば距離なんて関係ないと。とにかく2時間、3時間、遊ばせて、眠くなったらよしというような思いでみえるということを知りました。ですから、大和にもしあれば、高鷲にも何か所か児童館がありますけれども、充実したところがあれば連れていきたいなという話を伺いました。

ここで何が言いたいかと言いますと、母親たちの意見として、しっかりと充実したいろんなことをそこでストレス解消できる場所をつくっていただければありがたいというよりも、欲しいという話を伺いました。

言いたいことは、どこかに、郡上のどこかに、しっかりと充実した児童館を設けていただけないかということなんですけれども。郡上じゅうの、今、子育て支援の施設がどんな状態でどんなふうに存在しているのかということと、そちらに向けた国からのそういう異次元の子育て支援というのも踏まえて、現状をお聞かせいただければありがたいと思います。

○議長（田代はつ江） 蓑島もとみ議員の質問に答弁を求めます。

田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） それではお答えをさせていただきます。

まず、市の子育て支援の現状ということで、市では令和2年度に、郡上市子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援と連携の充実強化に取り組んでいます。特に、ゼロ歳から3歳の子育てに対しては、健康課、児童家庭課、社会教育課が連携をして支援を



しております。

健康課では、母子手帳交付時の妊婦相談を保健師と管理栄養士による面接により対象者全員に行い、ファーストタッチの役割を担っています。妊娠中の相談・医療機関との連携、出産後の乳幼児全戸訪問を行い、心と体の健康面を中心とした支援を行います。

児童家庭課では、子育て支援センターや児童館、子育てサロンを中心に保護者が集う場の提供、子育て相談など、専門の職員が常駐して仲間づくりや子育て全般の支援を行っています。

社会教育課では、乳幼児家庭教育学級を中心に仲間づくりや家庭教育を学ぶ支援をしています。また、子育て支援センターを子育ての支援拠点として、子育てに関する相談事業をはじめ、子育て親子の交流促進、子育て関連情報の提供により、子育てに関する不安や悩み、孤独感などの緩和を図り、安心して子どもを産み育てることができるよう各事業を実施しています。

母子手帳交付の際には、郡上市子育て支援ブック「わわわ」を配布して、手当・助成・出かける・遊ぶ・健康、医療・相談・預けるをキーワードにして子育て支援全般について紹介しています。

郡上市アプリからも閲覧できるようにしており、スマホからいつでもどこでも検索できるようになっております。そのほかにも関係各課と連携し、切れ目のない子育て支援を行っているところで

す。

児童館については、八幡・高鷲・高鷲北・和良の4か所に設置し、乳幼児から小学生、その保護者を中心とした児童の健全育成や子育て支援に取り組んでいます。特に乳幼児親子については、触れ合い・交流の場、子育てに関する悩み相談の場として利用されています。月曜から土曜日まで開館しており、各館において児童厚生員及び保育士が来館者の対応を行っています。

児童館のない地域においては、公共施設を活用して実施するほっとサロンや子どもセンターバンビにおいてその機能を補完し、地域における子育て支援の拠点としての仕組みを整えています。

育児に関する相談については、従来より、子育て支援センターの子育て相談員や児童家庭課の利用者支援専門員が各地域のほっとサロンや児童館、ゼロ歳児教室に出向いてのアウトリーチ型の相談事業を行っており、保護者との何げない会話の中から不安や悩みを拾い、状況によっては関係機関につないで情報共有を図りながら、個々の対象者に向き合ったきめ細やかな対応を行っております。

また、ファミリーサポートセンター事業では、地域において育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員となり、仕事と育児の両立を支援し、安心して子どもを育てることができる環境を整えています。

これらの子育て支援事業を通しながら、子育て中の親子が身近な場所で楽しみながら子育てができるように、特色ある取組を実施できるように支援してまいりたいと考えております。

議員の御提案にありました大和町の旧小学校の活用につきましては、先ほどの 11 番議員の御質

問への回答にもありましたように、公有財産の有効活用に当たってのガイドラインに基づいて検討することとなっておりますので、よろしく願いいたします。

(5番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 蓑島もとみ議員。

○5番(蓑島もとみ) ありがとうございます。

ぜひとも検討していただいて、少子化に何としても、今、加速的。加速的ということではないにしても少子化が進む一方という現状を何とか食い止めたいと思います。思いますというか、私ではできませんが。

ただ、うれしい話といたしますか、父兄の方々から聞いた話。これは母親よりも父親からよく聞いたんですけども、子育てでつらいのは第1子だけだそうです。第1子を何とか育て上げると第2子、第3子というのは知らないうちに育てたと。そうでもないんでしょうけれども、母親はやっぱ洗濯物やら世話やら忙しいとは思うんですけど、第1子をクリアすると、第2子、第3子というのは意外と育てやすい。親としては忙しいというだけで子どもはあつという間に育っていく。

ただ、考えて怖いのは将来の学資、お金ですね、上の学校へ行ったときにどれだけのお金がかかるんだという、そこが一番怖いだけで、子どもをたくさんつくることに対して、育てることに対しては、親というのはそんなに苦労していないよという話を伺って、これは少子化、その不安さえ取り除けば、何とか皆さん3人以上のお子さんを持つ可能性はあるんじゃないかななんて手応えを感じさせられました。

そういう意味で、第1子または未満児の子どもたちに対しての支援をしっかりと整えて、安心して子どもが産み育てられる郡上市にさせていただきたいなというふうに思っております。

まず、それで1つ目を終わります。

第2番目ですけれども、高齢者の住まい改修に補助というのが題目になっていますが、これはまたある方から相談を受けまして、実はある年代になって障がいを持ち始めたんですけども、姉さんが心配して名古屋のほうから移住してその弟の面倒を見るんだけど、家の中の整備をしたくてもそんなに金があるわけじゃないし、何とか援助をしてもらえないかという相談を受けたんです。いろいろと調べたみたいでして、市のほうにも問い合わせ、どこかからうまいこと金が出ないかということで頑張ったんですけども、そういう制度はないということで断られたそうです。

それはそれで仕方がないといいますが、そんな例はそんなにないかもしれませんので、特にそういう制度をつくる必要もないかもしれませんけれども、住みにくさを少しでも改善するために多少の支援をしていただいて、せめて水回りを少し直すとか床を張り替えるとかという援助が頂けたらありがたいなということを、当人に代わって私がお願いするという状態になります。

一番最後に挙げた、要は、現在、郡上市1万5,000世帯ある中で65歳以上の独り暮らし世帯が

2,000世帯あるそうです。さらに近くに親戚がいるとかきょうだいがいるとか、お子さんも後々帰ってくるよという世帯はともかくとしても、全く一人で老後を迎える方にとって、少なくとも今2,000世帯は独り暮らしということですから、かなりあるんじゃないかなと思います。

それは高い大きな年金を頂いて悠々と暮らして見える方は、それはそれでよろしいんですけども、国民年金で本当に僅かな年金の中で暮らしている方々、もしくは、今はそれなりにアルバイトとか、仕事をして少々の収入はあるけれども、後々動けなくなったときに私はどうなるんだろうという心配をされている方もいらっしゃいます。そういった方々に対してどうすればいいんだろうということで、福祉課の方、そういうことは考えていらっしゃいますでしょうか。ちょっと質問をいたしたいと思います。

○議長（田代はつ江） 田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） それでは、まず1点目の住まい改修に対する助成という点について、まずはお答えさせていただきます。

ただいま提起されたケースを基に考えますと、まず、身体機能の低下に対応するための住宅環境の改善という点があるかと思います。高齢者については介護保険法に基づく住宅改修費の給付、若年層の方については障害者総合支援法に基づく住宅改修費の給付が適用できる可能性があるかと思えます。いずれも介護認定、または身体障害者手帳の取得といった資格要件があります。

また、助成の対象となる工事内容は、御本人の生活動作や移動を円滑にして安全を確保するものや、介助動作の負担軽減に効果が認められるものに限られ、一般的には手すりの取付け、段差の解消、和式トイレを洋式トイレに交換する工事などが多く行われています。

段差を解消するための床の張り替えの面積が大きい場合など、対象工事費が高額になる場合は所得制限などの条件がありますが、市の単独事業である高齢者いきいき住宅改善助成事業、または、障がい者いきいき住宅改善助成事業を併用して、さらに負担を軽減することもできます。

これらの制度を活用した助成額は、最大で50万円程度になります。

一方で、福祉分野以外の住宅のリフォームに対する市の助成制度は、人口対策・移住対策の観点から行っている三世代同居等支援住宅補助金、空き家対策の観点から行っている空き家等活用改修費補助金、地場産業の振興の観点から行っている郡上市産材住宅建設等支援奨励金などがありますが、これらは特定の政策目的に応じた制度でありますので、一般的な住宅の改修費に広く当てはめていくものではございません。

過去において、平成23年度から24年度となりますが、国の財源を活用して建築業界を活性化させるといった目的で、一般的な住宅リフォームに広く補助を行う事業を行ったことがあります。当時の情勢を踏まえて、短期的に経済活動を活性化させるといった効果を狙ったものですので、現在はそうした補助は行っておりません。

今後、こうした補助を行うかどうかといった点につきましては、経済の動向を見ながら、また国の財政支援が手当てされるかどうかといった条件を踏まえながら、判断していくことになろうかと思えます。したがって、要介護高齢者や身体障がい者といった状況までは至っていない方で、住宅の改修を行いたい場合につきましては、大きな出費で御負担に感じられることもあろうかと思えますが、現状では公的な財政支援は困難な状況です。

今回のようなケースにつきましては、個別の福祉的な相談の中でその方の住宅の老朽化の状況や経済状況に応じて、市営住宅等への住み換えの御提案なども含めて解決策と一緒に考えさせていただきたいと思えますので、そうしたお悩みをお持ちの方は、市の方へ御相談いただければと思えます。

続いて、2点目の十分な資力がない方への支援という点についてです。

高齢期を迎えられた多くの方が、できる限り住み慣れた御自宅での生活を続けていきたいと希望されているところですが、年齢を重ねるにつれ、様々な問題に直面されます。多くは、身体機能の低下によって食事や入浴といった生活の基本的な営みに支障が生じるといった問題があります。こうした状況になれば、介護認定の手続きをしていただき、適切に介護サービスを利用していただくことが重要となります。

一般的には、ホームヘルパーの派遣などの訪問サービスとデイサービスなどの通所サービスを組み合わせながら生活の困りを解決しつつ、介護度が重いほうへ向かわないように、専門的な支援を行いながら、在宅生活の継続を目指していきます。

一方で、介護の問題が生ずる以前に、生活を続けていくための十分な収入や貯蓄がないといった経済的な問題に直面される方もあります。

先ほど御質問いただいたケースのように、御自宅の改修費の工面に悩まれる方もおられるかと思えます。そうした方に対しましては、先ほど申し上げましたとおり、現状では直接的に住宅の改修費を公費で支援するといったことは困難な状況ですので、解決策の一つとして、賃貸住宅等への住み換えを御提案することも考えられます。家賃の支払いにつきましては、生活困窮者自立支援制度における住居確保給付金を支給できる場合があります。

ただし、この事業は生活困窮者の就労支援を目的としたものですので、就労ができる健康状態にあることが前提となります。したがって、就労が見込めない方で生活が困窮した場合は、生活保護の申請や養護老人ホームへの入所を御検討いただくことになろうかと思えます。

また、最終的には介護の問題と生活費の問題の両面から困窮されるといったケースもあります。介護度が重くなり、自宅での生活が成り立たなくなった場合は介護施設への入所を検討することとなります。その際、年金の支給額が極端に少なく、入所費用が払えないといったケースもありますが、こうした場合は生活保護を申請いただき、足りない部分を公費で補うといった形での支援が可

能です。

以上、述べましたとおり、生じた問題の種類に応じて様々な制度を当てはめながら、その方の暮らしを公的に支援していくこととなります。経済的な問題を抱えている場合には、生活困窮者・自立支援事業を委託しています社会福祉協議会、福祉相談支援センターが相談窓口となり、対応しております。相談者が抱える多様で複合的な問題について必要な情報提供及び助言をするとともに、関係機関との連絡調整を行って、様々な支援を包括的かつ計画的に行うこととなっております。

郡上市の世帯構成の推移を見ますと人口減少に伴って同居家族の人数も減少しており、独り暮らしの高齢者世帯の比率は年々増加しています。また、御指摘のとおり、御子息や親戚など、身寄りのない方も今後さらに増えていくと予測しています。

市としましては、こうした方々に対し、住み慣れた自宅での生活ができる限り継続できるよう、今後、一層のきめ細かな相談支援体制の確保に努めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(5番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 蓑島もとみ議員。

○5番(蓑島もとみ) どうもありがとうございます。

というか、温かい御支援があるということで、安心していけるという言い方は悪いですが、とにかく年を取ると、本当に自分で思っているよりも自分の体が思うようにいかない。そんなことがずっと続いていくと、どうしても、これは自分自身の体が自分の思うように動かないというのはものすごく不安になるし、ましてや、今のように高齢者が非常に増加して少子化という社会情勢の中で、皆さん頭を抱えているというか。ぜいたくができないことは皆さん御存じですのでいいんですけども、どうやって自分の身の始末をしていくかというのを本当に考えざるを得ないときが来たんじゃないかなというふうに思います。

本当に年寄りの面倒を見るというのは、私自身も含めて、金かけたくないというのが現状だと思いますけれども、それなりのことをしていただかないと行くところへも行けないということになりますので、どうかひとつ最後まで面倒を見ていただけるようによろしくお願いいたします。私の質問は終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長(田代はつ江) 以上で、蓑島もとみ議員の質問を終了いたします。

---

### ◎散会の宣告

○議長(田代はつ江) 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会といたします。ありがとうございました。

(午後 2時56分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 田代 はつ江

郡上市議会議員 山 川 直 保

郡上市議会議員 田 中 やすひさ

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長

郡上市議会議員

郡上市議会議員